

独立行政法人工業所有権情報・研修館 平成25年度業務実績評価

1. 総合評価

評価結果	A (法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現) 20年度：B、21年度：B、22年度：B、23年度：A、24年度：A		
各事項の評定		各事項の評定から算定される総合評定	
サービスの質の向上			<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">4点×30%+4点×17%+4点×23%+3点×15% +3点×15%=3.70点</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">A</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">総合評価のポイント</div> <div> <p>【評価】</p> <p>○急増する中国特許の和文抄録の充実や、近年様変わりする中小企業の海外展開の知財面での支援、複雑化・大型化する国プロの効果的実施のための知財戦略策定支援など、現在の知財を取り巻く大きな環境変化を捉え、適切に対応されている点が特に高く評価できる。</p> <p>○IPDLの廃止、特許庁の新システムの迷走など、当初の革新的な目標がレベルダウンされているように感じる中で、INPITの活動は非常に難しいと感じる。そのなかで、ユーザーの要望に真摯に取り組み、成果を上げていることは高く評価できる。</p> <p>○グローバル化、知財戦争、中国の台頭など中小企業にとって、荒海のなかで必死に生き残っていかねばならない。INPITのユーザーフレンドリーな活動は、中小企業にとって今後とも必要不可欠な内容で、頑張っていたきたい。</p> <p>○「次年度廃止が予定されるもののIPDLが目標を大きく上回る検索数を維持した点、中国知財文献の拡充を伴う他国文献へのアクセス件数の増大、審査結果情報の提供先増大によるAIPN検索回数増大など、INPITの基幹業務である工業所有権情報普及業務において十二分に成果を得ている。一方、相談サイトの外国語への対応、他機関との連携による相談業務の効率化などもユーザーの使い勝手を高める取り組みとして目につく。人材育成に関して、特許庁職員に対するタイムリーな研修内容の設定やサーチャーター（調査業務実施者）研修の充実、審査基準に関する民間人材向けの研修等はいずれも特許庁の政策目標であるFA11（審査順番待</p> </div>
①情報提供 (30%)	A (4点)		
②権利化推進 (17%)	A (4点)		
③人材育成 (23%)	A (4点)		
業務運営の効率化 (15%)	B (3点)		
財務内容 (15%)	B (3点)		
<p>サービスの質①(情報提供) (30%)</p> <p>サービスの質②(権利化推進) (15%)</p> <p>サービスの質③(人材育成) (23%)</p> <p>業務運営の効率化 (15%)</p> <p>財務内容 (15%)</p>			

ち期間について11ヶ月を達成)の実現に寄与する、INPITならではのリソースを生かした取り組みとして評価の要因となっている。」

○予算が漸減しているにもかかわらず、情報提供、啓発、人材育成のいずれの分野の業務も着実に実施されている。利用者へのアンケートその他を通じて具体的なニーズを吸い上げつつ、グローバル化やIT化など外部環境の変化に即した対応が的確になされていること、民間事業者や関連機関との情報共有や連携促進により、効率的で有効な事業実施が図られていることは特に評価できる。

<評価比率の考え方>

○評価のウエイトは、経済産業省所管独立行政法人の業務実績評価の基本方針を踏まえ、「サービスの質の向上」70%、「業務運営の効率化」15%、「財務内容」15%とした。「サービスの質の向上」については、工業所有権情報・研修館(以下「情報・研修館」という。)の業務内容に応じて「情報提供」「権利化推進」「人材育成」に細分化し、各事項において業務実施体制に応じてウエイト付けをしている。

(注) 各事項の評点はAA: 5点、A: 4点、B: 3点、C: 2点、D: 1点の5段階。総合評価は、各項目の評点に評価比率を掛け合わせて合算して算出し、 $5.0 \geq AA > 4.5 \geq A > 3.5 \geq B > 2.5 \geq C > 1.5 \geq D > 1.0$ としている。

2-1. サービスの質の向上（情報提供）

<p>評価結果</p>	<p>A（法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現） 20年度：A、21年度：B、22年度：B、23年度：A、24年度：A</p>
<p>評価のポイント</p>	<p>○INPITの基幹業務であり、わが国の工業所有権制度の基礎的インフラを支える業務というべき情報提供サービスは、目立った成果が上げられる性格の業務ではないが、時代の変化に即応した工夫もなされ、着実な実施がなされている。 ○近年の中国特許の増大傾向に、タイムリーかつ的確に対応がなされている。</p>
<p>1. 工業所有権情報普及業務 (1) ユーザーに対する工業所有権情報の普及・提供</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【個々の評価事項について当該年度の評価がBとなる基準】</p> <p>○特許電子図書館により工業所有権情報が幅広く簡便に利用されるための基礎的インフラとしてのサービス向上を図り、年間8,000万回以上の検索回数を維持するとともに制度改正等に伴う機能改善については、必要不可欠なものに限定し、経費の増大を招かないよう費用対効果を精査しつつ、ユーザーに対するサービス向上を図る。 また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「特許庁業務・システム最適化計画（平成25年3月15日改定）」を踏まえ、特許電子図書館事業の廃止後に出願人などのユーザーにインターネットを利用して工業所有権情報を切れ目なく提供する新たなサービスの準備を進める。</p> <p>○中小・ベンチャー企業等を対象とした特許電子図書館の説明会を全国5箇所以上で開催する。</p> <p>○情報・研修館が提供する相談サービス、電子出願支援サービスに関する情報をユーザーが容易に取得できるように、特許電子図書館のホームページに引き続きサービスサイトのリンクを設定するとともに、セミナー等のイベント紹介記事を随時掲載し、特許電子図書館にアクセスする出願人などのユーザーに対するサービス向上を図る。</p> <p>○特許電子図書館の利用マニュアル（海外向けのものを含む。）を作成し、知的財産総合支援窓口等を通じてユーザーに配布する。</p> <p>○特許庁における審査経過等の工業所有権情報について全件（未公開情報は除く）を標準的なフォーマットに変換し、データ販売事業許可要領に基づいて外部提供するとともに、制度改正等に伴う既存システムの仕様変更及び「特許庁業務・システム最適化計画（平成25年3月15日改定）」への対応を適切に行う。</p> <p>（第3期中期目標P2）（1）ユーザーに対する工業所有権情報の普及・提供 （第3期中期計画P1）（1）ユーザーに対する工業所有権情報の普及・提供</p> </div>	

【平成25年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

- 増大する中国特許について、和文抄録のデータ拡充や表示機能改善に務められており、結果として IPDL の中国特許・実用新案へのアクセス件数が急増するなど、ユーザーの知財活動に大きく寄与する情報提供を行っている点は、高く評価できる。
- 次年度廃止が予定されている IPDL 事業に関し、前年度に引き続き必要度の高い機能に絞って効率性重視の改善がなされている点を質的改善として評価する。検索回数は前年度並みであるが、中期計画目標に比して大幅に上回るレベルを維持しており評価したい。
- ユーザーに対する工業所有権情報の普及提供に係る IPDL については、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）により、平成26年度中に事業廃止が決定しているが、新たな情報提供サービスを切れ目なく提供することで、工業所有権情報の基礎的インフラとしての役割を果たす必要がある。IPDL 初心者向けの研修会を、年度計画を大幅に上回る回数（参加しやすい土曜も含めて）実施するなどした結果、年間検索回数は、年度計画目標値を3割上回る実績を上げている。ニーズの大きい中国特許文献抄録等の蓄積データの拡充が行われていることも評価できる。新システムへの円滑な移行に向けた取り組みも着実になされている。

【実績】

- 明治以降発行された特許・実用新案・意匠・商標の公報類等を文献番号や各種分類、キーワード等で検索できるほか、関連情報として出願・登録・審判に関する経過情報等も検索可能な特許電子図書館（IPDL）サービスを提供。制度改正・国際関係、不具合対応等について費用対効果を精査した上で真に必要なものに限定して機能改善を実施する等、IPDL サービスの向上を図った結果、検索回数の年度目標を達成。 ・検索回数 106,538,349回（達成度133.2%）（平成24年度 111,490,492回）
- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ特許電子図書館事業は廃止することとなるが、平成25年3月改定の「特許庁業務・システム最適化計画」を踏まえ、次期産業財産権情報提供サービス事業を平成27年3月末に提供できるよう請負事業者を調達し、開発に当たっては、アンケート調査で把握したニーズに加え、関係機関等からの要望、有識者へのヒアリング等の結果も反映させながら、（フレーム分割の廃止、Fターム指定による公報テキスト検索等）着実に準備を進めた。
- ユーザーの要望に応えるために、IPDL の初心者（中小・ベンチャー企業、弁理士事務所・企業知財部の新人等）向けに実機を使用した講習会を、全国9か所（東京会場は2回目以降40人→70人に増員）、計12回（年度計画は5か所以上）で実施し、IPDL の利用促進を図った。
講習会参加者向けのアンケート結果によれば、回答者の約9割が有意義であったと回答しており、また8割以上の方から「わかりやすかった」との回答も得ており、講習会の開催により、IPDL に対する理解の促進と利用拡大につながった。
- IPDL のユーザーの要請により的確に対応するため、IPDL のトップページに、情報・研修館が提供する相談サービス、電子出願支援サービスサイトのリンクを設定すると共に、トピックス欄に IPDL のユーザーに周知すべき各種お知らせに記事（各種研修の受講者募集、IPDL 初心者向け講習会の開催等 33件）を掲載した。また、日々、IPDL 担当宛てに届く問い合わせの電話対応の中で、閲覧、知財制度全

- 般に関する相談等を含む場合には、幅広いユーザーの要請に的確に応えられるように、閲覧業務担当、相談部と連携をとった対応を実施。
- 特許電子図書館の利用マニュアル等を作成し、各経済産業局特許室、各都道府県知財総合支援窓口及び当館が出展するイベント等において配布した。さらに、要望があった大学、企業、団体、個人に対しても配布を行った。
 - 特許庁の保有する審査経過等の工業所有権情報について、公開可能な産業財産権情報を全て「整理・標準化データ」として収録し（件数：15,474,697件）、所定の手続きに従って外部に提供し、特許情報データベース検索サービスシステムを展開している民間事業者（約30社）に活用された。
 - より信頼性の高い整理標準化データを提供するための以下の改善を行った。
 - ・商標基本マスタの公序良俗フラグの値が確定していない場合、案件提供を行なっていなかったが、公序良俗のチェック完了判断を行う、案件提供可否判定処理を変更し、提供できるようにした。
 - ・マドプロ出願案件の分割出願の場合、名義人名称等の一部の項目についてマドプロ出願マスタから取得している処理があるが、庁内整理番号分割記号コードが空白の状態のため、正しい項目の取得が行えず、分割後の出願について分割前の出願人が不正に表示されていたため、マドプロ原簿マスタ分割記号コードの取得方法を変更し、正しい権利者名が表示できるよう対応した。
 - ・公序良俗違反により不掲載という表示が不正表示されていたものを正しく表示できるよう対応した。
- 特許庁ホスト更改に対応するため、特許庁との連携のもとに次期整理・標準化データシステムの開発に向けて、請負事業者の調達を行った（平成27年1月リリース予定）。

（2）他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

- 他国の工業所有権情報の収集・保管・管理を行うとともに、特許庁が行う他国との情報交換のメディアレス化への移行を支援すべく、他国との導通試験等を実施する。また、米国公開公報、米国特許公報、並びに欧州公開の明細書の和文抄録を年間26万件以上作成するとともに、中国公開特許及び中国実用新案英文抄録の和文抄録データを作成し、利用者に提供する。
- 特許庁の平成25年公報発行計画に基づき発行される公開特許公報全件について、公開特許公報に基づく英文抄録（PAJ）を作成し、他国の工業所有権庁に提供するとともに、特許庁が発行する登録実用新案公報について機械翻訳による英文抄録作成を行う。
- 特許庁と他国の工業所有権庁との合意に基づき、特許庁が毎年発行する公報の書誌データを全件整理し、他国の工業所有権庁に提供する。また、Fターム等の検索コードに関する情報については英訳し、提供する。
- 和文抄録、英文抄録、Fターム解説等の翻訳品質の維持・向上のため評価調査を実施する。
 - （第3期中期目標P2～P3）（2）他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用
 - （第3期中期計画P1）（2）他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用

【平成25年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

- 工業所有権情報の多国間交換において、効率化に大きく資するメディアレス化に先んじて取り組まれている点は高く評価できる。
- 急激に増大する中国の産業財産権（特許、実用、意匠）に対して、精力的に翻訳を行い和文抄録の蓄積を行った。中国の知財はまさに爆発的に増加しており、さらに中国における知財訴訟も日本の100倍に近い数字で、中国における知財リスクは無視できないレベルにある。しかし、その中国の特許に対して中小企業は全く対応できておらず、INPITの中国文献の翻訳の積極的な対応は非常に重要な事項であり、その成果は高く評価できる。
- 課題であった中国知財情報の数的充実に対応した点、検索・表示機能を高めて他国情報を含めたアクセス件数の著増を達成した点は評価に値する。工業所有権情報の多国間交換業務のメディアレス化は当然の流れであるが、情報交換業務の効率化に確実に資すると考えられるので質的改善と評価できる。
- 他国の工業所有権庁との情報交換及び活用に関しては、日米欧中韓の5庁間で推進しているメディアレス化の実現に、INPITの構築したシステムを利用して送受信の成功に導き、収集業務の効率化が図られている。近年ニーズが高まっており、急増している中国特許・実用新案文献の日本語翻訳抄録の作成にあたり、これまでアクセスすら難しかった実用については機械翻訳で早急に対応し、より正確な情報の求められる特許については人手翻訳にするなど、具体的なニーズに応じた対応がなされ、これらの情報がIPDLを通じて広く一般に提供されるに至ったことは評価できる。

【実績】

- 特許庁が必要とする米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）等他国の工業所有権情報（米国公開公報テキストデータをはじめとする22種類の工業所有権情報）を収集し、保管・管理するとともに、特許庁が五庁間（日米欧中韓）で進める工業所有権情報交換のメディアレス化への支援として、前年度に構築したシステム環境を利用し、特許庁との連携を密に他国との導通試験を実施のうえ、データの送受信を成功させた。これにより、平成25年11月より、特許庁におけるメディアレス化の実運用開始に貢献するとともに、INPITにおける他国の工業所有権情報の収集業務の効率化が図られた。
また、収集した情報のうち、ユーザーニーズが高い米国公開特許明細書、米国特許明細書及び欧州公開特許明細書について、約30万8千件の和文抄録（目標は26万件以上）を作成し、特許庁に審査用資料として提供するとともに、特許電子図書館（IPDL）から一般へ提供した。
- 急増する中国文献への対応措置として事業化した、中国特許・実用新案和文抄録の作成・提供について、以下の事業を実施した。
平成23年度より開始した、中国実用新案英文抄録の日本語翻訳（機械翻訳）事業について、平成25年度は約35万7千件の中国実用新案和文抄録を作成し、IPDLから広く一般へ提供した。
・中国実用新案英文抄録の日本語翻訳 356,791件（平成24年度：1,537,135件（バック分全て含む））

○平成24年度より開始した、中国公開特許の人手翻訳による和文抄録作成事業について、平成25年度においては約19万件の抄録を作成し、特許庁に審査用資料として提供するとともに、IPDLから広く一般へ提供。

・中国公開特許和文抄録 190,757件 (平成24年度:31,167件)

○他国における我が国出願人の権利を的確に保護するため、特許庁が平成25年公報発行計画に基づいて発行した公開特許公報について、その全件の英文抄録(PAJ)を作成(達成度100%)し、他国の工業所有権庁(84送付先)に提供。

平成25年度に実施した本事業の調達においては、特許庁との連携を密にユーザーニーズの把握に努め、PAJは各国特許庁において審査資料に活用される、日本の出願人の権利保護に重要な役割を果たすものとの認識のもと、より質の高い品質とすべく、翻訳品質の均一性と用語の統一性を図る観点から、これまでのIPCセクション(A~H)別の8分割事業を見直し、一本化した1事業として調達を実施した。これにより、翻訳品質の向上のみならず、プロセスの簡略化により、PAJ発行の早期化とともに経費の削減が図られた。

・公開特許英文抄録(PAJ)の作成件数 258,913件 (平成24年度:257,458件)

○近年の英訳の要望の高まりから昨年度バック分も含め実施した、実用新案公報英文抄録データ作成事業について、継続して平成25年に発行された実用新案公報全件について機械翻訳による英文抄録を作成し、特許庁を通じて他国へ提供。なお、平成24年度との件数の乖離は、バック分によるもの。

・実用新案公報の英文抄録作成件数 7,379件 (平成24年度:413,714件)

○三極(日米欧)及び二国(日中)の工業所有権庁間の合意に基づく審査協力への貢献を図るため、特許庁が発行した公開特許公報及び特許公報等の全件について公報書誌データを抽出・加工し、EPO及び中国国家知識産権局(SIPO)に送付した。

・公報書誌(10項目)データの抽出・加工件数 581,666件 (対象となる公報全件について作成。達成度100%) (平成24年度:564,988件)

○我が国特許文献の検索に有用であるFタームの解説書を英文に翻訳し、海外での我が国特許文献検索時の利便性の向上を図った。

・英語版Fターム解説書: 271テーマ(平成24年度:27テーマ)

・英語版Fタームリスト: 271テーマ(平成24年度:27テーマ)

・英語版FIデータ: 120件(平成24年度:39件)

○特許庁に提供している翻訳情報(和文抄録、英文抄録及びFターム解説書)について、翻訳品質の維持・向上を目的とし、翻訳事業者へのフィードバックを行うため、翻訳品質を評価する調査を行った。

平成25年度においては、特許庁との連携を密にユーザーの要望の把握に努め、評価結果を速やかに事業へ反映すべく、翻訳事業実施期間中に品質評価及び事業者へのフィードバックを行い、さらなる成果物の翻訳品質の向上を図った。

文章評価 2,118件(平成24年度:2,686件)

○評価について

和文抄録、英文抄録については、国際特許分類の全8セクションを対象、Fターム解説書については4テーマを対象とし、言語の内容が正確に翻訳されているか、翻訳文として正しい表現になっているかの観点から外部の専門家により評価を実施した。平成25年度において

は品質評価の調査を数回に分割して実施し、1回目の評価結果を事業実施期間中に事業者へフィードバックし、成果物の品質向上に反映させる仕組みを取り入れた。

(3) 審査結果等情報の提供システムの整備・運用

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

- 審査結果等の情報提供を継続して行うとともに、経費の増大を招かないよう費用対効果を精査しつつ、他国の工業所有権庁等の審査官が利用しやすいシステムの整備・運用を行う。
- 前年度に引き続いて、翻訳用辞書の語彙数を増加して機械翻訳機能の精度向上を図りつつ、機械翻訳システムの運用を行う。

(第3期中期目標P3)(3) 審査結果等情報の提供システムの整備・運用

(第3期中期計画P1～P2)(3) 審査結果等情報の提供システムの整備・運用

【平成25年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

○審査結果情報等の提供先を64カ国・機関に増大したことが特にアジア圏でのAIPN検索回数が増大につながっていると評価できる。

【実績】

○我が国特許庁の審査結果や出願書類に関する情報などを機械翻訳により英訳し、諸外国の工業所有権庁・機関（25年度末：64ヶ国・機関）に「高度産業財産ネットワーク（AIPN）」によりインターネットを介して審査結果等を提供することにより、他国の特許審査官の負担を軽減するとともに、特許審査ハイウェイ（PPH）制度におけるAIPNの活用によって、我が国出願人が他国において簡便な手続により迅速・的確な権利取得が可能となるよう整備・運用した。

平成25年度追加提供先：3ヶ国・機関（アフリカ知的財産機関（17ヶ国が加盟）、カンボジア、ミャンマー）

平成25年度末時点の特許審査ハイウェイの参加国・地域：32ヶ国・地域（日本との間では28ヶ国・地域）

○海外特許庁審査官向けアンケートにおいても「審査に有用である」との回答を得ており、海外特許庁審査官による的確な審査の促進及び我が国出願人の簡便な手続による迅速・的確な権利取得に貢献した。

○基幹機能である機械翻訳システムの精度向上を図るため、機械翻訳辞書に5,030語の辞書データを追加登録（25年度末までの追加辞書データ数累計：91,188語）し、機械翻訳システムの運用を行った。

2. 工業所有権関係公報閲覧業務

(1) 中央資料館としての確実な情報提供

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

- パリ条約に基づく「中央資料館」として、内外の工業所有権情報・文献を収集し、閲覧室を通じてユーザーへの情報提供を確実に行う。
- 我が国の公報情報の提供については、特許電子図書館等により公報発行日に即日閲覧に供する。
(第3期中期目標P3)(1) 中央資料館としての確実な情報提供
(第3期中期計画P2)(1) 中央資料館としての確実な情報提供

【平成25年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

○1200名を超える見学者に対応している点は、特許関連業務の一般への広報の観点から大変意義がある。

【実績】

- 国内外で新たに発行される工業所有権関連公報を直ちに収集・整理し、休日（行政機関の休日に関する法律で指定する日）以外の全日において、閲覧室利用者への閲覧に供した。（紙公報（内国公報：約12万冊、外国公報：約26万冊）及びマイクロフィルム（内国公報：14,469巻、外国公報：9,700巻）を外部倉庫に保管し、閲覧室利用者からの事前申し込みに応じて出納制により貸し出し。）
- 外部倉庫にて保管・管理している紙公報については、従来からユーザーより申し出があった場合は公報種別と番号範囲を照合し対象とする保管箱を取り寄せていたが、1箱ごとの番号範囲の保管ではなく、複数の保管箱で管理されていたため、当該案件に対する保管箱が特定できず、複数の保管箱を取り寄せ、その中から実際に現物を確認する必要があった。この出納作業の効率化を図るため、内国分の保管箱の全部（特・実・意・商の各種公報）11,205箱について、保管箱毎の中身を画像データ化（公報の背文字を可視化）するための撮影を平成24年度から開始し、同年度に7,322箱を、25年度に残りの3,883箱を完了した。その結果、内国分の紙公報の出納につき、各公報の背文字を目視確認することによりの確な発注が可能となり、経費の削減につながった。
- 国内公報については、CD・DVD-ROM公報及びIPDLデータを活用することにより、公報発行日に即日閲覧に供した。（閲覧室利用者10,632名、1ヶ月あたり886人）
- 質の高い閲覧サービスを提供するため、新規採用の検索指導員者に対してスキルアップ研修を実施。
- 特許庁及び企業等からの見学対応依頼に対し、見学者を受け入れ、公報閲覧担当職員によるパリ条約に基づく中央資料館としての役割を果たす閲覧室の概要の説明及び検索指導員による見学者のレベルに配慮した特許文献検索等のデモンストレーションを行った。
平成25年度 1223人（平成24年度1126人）

(2) 閲覧サービスの向上

【個々の評価事項について当該年度の評価がBとなる基準】

- 情報・研修館の閲覧室に設置した高度な検索が可能な閲覧用機器を運用して、ユーザーに対する閲覧サービスを引き続き提供する。
 - ・閲覧室ユーザーが高度な検索を使えるよう、閲覧用機器の操作方法等の講習会を月1回以上開催するとともに、ユーザーからの要請に応じて臨時講習会を随時開催する。
 - ・閲覧室ユーザーの利便性向上のために、検索指導員による閲覧指導と分類相談等の支援サービスを一体的に提供する。また、検索指導員に対するスキルアップ研修を引き続き実施する。
- 本年度に更新する閲覧用機器については、利用状況に応じた見直しを踏まえて、適正な台数を調達・整備する。
(第3期中期目標P3)(2) 閲覧サービスの向上
(第3期中期計画P2)(2) 閲覧サービスの向上

【平成25年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

- 高度な閲覧用機器の講習会を毎月開催し、更にユーザーからの要望を汲んで臨時開催も行われるなど、評価できる。
- 高度な検索が可能な閲覧用機器の操作方法等の講習会は出願の質的改善を見込め、受講者の満足度も高い有意義な催しであると認められるが、今後の課題として、その実効性を高めるための受講者数の増加を指摘しておきたい。

【実績】

- 公報閲覧室に設置している「高度な検索が可能な閲覧用機器」について、機器更新時期と合わせて近年のユーザーの利用状況と費用対効果を勘案して適切な台数(34台)を更新・設置し、「端末利用マニュアル」も整備して、効率的な工業所有権情報の提供を行った。また、特許庁審査官端末の更改に加えてマイクロソフト社のWindowsXPのサービス停止に伴い、「高度な検索が可能な閲覧用機器」のオペレーティングシステムもWindowsXPからWindows7に更改しセキュリティ対策を行った。

閲覧室の「高度な検索が可能な閲覧用機器」端末設置台数の推移

平成22年度 51台 平成23年度 51台 平成24年度 34台 平成25年度 34台

- ユーザーの検索習熟度向上を図るため、「高度な検索が可能な閲覧用機器」の講習会を月1回(年12回)開催した。また、ユーザーからの開催希望に対して臨時の講習会を1回開催した。アンケート結果では受講者から「非常に有意義であった」「有意義な講習会であった」が100%となる高い評価を得た。(講習会回数13回-受講者51人)
さらに、平成26年2月には関西エリアにおける企業の知財担当者や特許調査業務を専門に従事している者、弁理士等を対象に、新たに大阪において「平成25年度高度検索端末操作スクール講習会」(公報閲覧室の検索指導員1名を講師として派遣→参加者6名)を開催し

た。

○平成25年10月に採用した検索指導員に対して、検索指導員として身につけておくべき知識として、知的財産を巡る現状等についてスキルアップ研修を実施した。

○公報閲覧室に設置している「CD・DVD-ROM公報閲覧用機器」の利用状況をもとに費用対効果を勘案して16台から10台に見直すとともに購入による調達に変更することにより、経費の削減を図り、工業所有権情報の提供を行った。

閲覧室の「CD・DVD-ROM公報閲覧用機器」端末設置台数の推移

平成22年度 10台 平成23年度 16台 平成24年度 16台 平成25年度 10台

○保管規程に基づき、外部保管・管理している外国紙公報のうち、代替閲覧がインターネット等で可能なものの廃棄を開始した。平成25年度は全体の9.8%にあたる3,727箱を廃棄することで、保管に係る費用の軽減を図った。

3. 審査・審判関係図書等整備業務

(1) 審査・審判に関する技術文献等の充実

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

○特許協力条約に規定されている国際調査の対象となる非特許文献を網羅的に収集するための調達計画を作成し、確実な収集を行う。

○審査・審判関係資料の充実を図るため、特許庁の審査官等を含めた担当者会議を年4回以上開催し、技術文献の適正かつ効果的な収集を行う。

○最新のデザイン等の情報を得るため、国内外の意匠の公知資料（カタログ等）を継続的に収集する。

（第3期中期目標P3）（1）審査・審判に関する技術文献等の充実

（第3期中期計画P2）（1）審査・審判に関する技術文献等の充実

【平成25年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

○特になし

【実績】

○審査・審判に関する技術文献等の充実

内外国技術文献の収集に当たっては、必要な資料については網羅的に収集する一方、資料の無駄な重複の排除や経済性を追求した調達手法の採用など、精査した収集・調達を行い、特許庁へ提供した。

・内国図書：269冊（平成24年度：328冊） ・内国雑誌：11,129冊（平成24年度：10,605冊）

- ・外国図書：37冊（平成24年度：35冊）・外国雑誌：3,992冊（平成24年度：4,545冊）
- 審査・審判の最終処分（特許、拒絶等）が確定した出願書類及び審判記録を特許庁から受入・保管・出納する業務を確実に実施した。
また、更新登録により長期保管となっている商標登録小包袋のうち、経年による劣化がみられる包袋約1万件について、前年度に引き続き劣化防止のための保全措置を講じた。
- 網羅的に収集する必要があるミニマムドキュメントについては、収集すべき対象について特許庁から最新情報を入手し、特許庁とともに作成した調達計画に基づいて購入し、審査官に提供した。
 - ・2,447冊（平成24年度：2,450冊）
- 技術文献の収集に際しては、審査官を含めた図書選定担当者会議を目標どおり4回開催し、その会議の結論に則って適正かつ効率的な収集を行った。
また、図書選定担当者会議は、各分野の審査官に加え、特許庁施策担当職員も参加し、特許庁の審査施策・方針が反映できる環境で開催した。（5月、7月、11月、1月の計4回）（達成度100%）
- 的確な意匠審査に資するため、最新のデザイン等が掲載された国内外の意匠公知資料（カタログ）を収集し、審査官に提供した。
 - ・内国カタログ：12,000件（平成24年度：12,000件）
 - ・外国カタログ：3,000件（平成24年度：3,000件）

（2）閲覧等サービスの向上

【個々の評価事項について当該年度の評価がBとなる基準】

- 審査・審判に関する技術文献資料として購入した書籍、雑誌等を出願人などの閲覧に供する閲覧サービスにおいて、利用者利便性を向上・確保するため、技術文献閲覧リストを月1回更新するとともに、タイトルや出版社名から検索できる機能の提供を行う。
 - 審査・審判に関する技術文献資料の閲覧等サービスにおいて、閲覧申請日から2営業日で当該資料の閲覧を可能とする等の迅速な閲覧サービスを継続的に提供し、出願人など利用者の利便性を向上・確保する。
- （第3期中期目標P3）（2）閲覧等サービスの向上
（第3期中期計画P2）（2）閲覧等サービスの向上

【平成25年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

○特になし

【実績】

○閲覧サービスを利用するユーザーの利便性向上を図るため、情報・研修館ホームページを通じ、収集した技術文献等についての蔵書一覧

リスト（データは毎月更新）と検索機能を提供した。

○閲覧サービス業務を営業日全日において実施し、ユーザーの閲覧申請を受けた日から2営業日以内に迅速に対応した。

・閲覧者数： 154名（平成24年度：158名） ・閲覧件数： 341件（平成24年度：418件）

4. 工業所有権相談等業務

(1) 相談への迅速な対応

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

○出願人などからの特許、実用新案、意匠、商標に関する窓口及び電話による相談については直ちに回答し、文書（郵便、ファックス）及び電子メールによる相談については1開館日以内に回答する体制を堅持する。

○全ての相談案件とその回答要旨を部内の相談データベースに蓄積し、その情報を相談員が共有することによって相談員の知識と相談対応能力の向上を図り、出願人などの相談者への適切な回答と迅速な応答の向上を図る。

○部内の相談データベースに蓄積された情報を基に、インターネットサービスである「産業財産権相談サイト」に掲載している「よくある質問と回答」に新たな回答事例を適宜掲載して我が国のユーザーの利便性を図るとともに、外国人向けに我が国での特許、実用新案、意匠、商標の権利化手続き等に関する英語による簡易説明ページの整備に向けた検討を開始する。

・情報・研修館が提供する相談サービスに対するユーザーからの改善要望等を把握するため、窓口やインターネットを使ったアンケート調査を実施し、ユーザーからの要望を踏まえた相談業務改善を図る。

（第3期中期目標P4）（1）相談への迅速な対応

（第3期中期計画P2～P3）（1）相談への迅速な対応

【平成25年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

○迅速な回答、相談データベースの構築、FAQ開示などユーザー対応が適切になされ、満足度も90%を越えている点は評価できる。

○我が国において出願や権利化を希望する外国人のために、相談サイトに英語ページを追加した点はサービス向上という観点で評価できる。

○「相談事業においては、平成25年度より外国人向けの英語ページを追加しサービスの向上を図っており、利用者の満足度調査では、「相談サイトを利用したことがある」が、27.2ポイント増加するとともに、「接客態度」、「応答内容満足度」、「利用満足度」についても前年を上回る評価となっていることから、利用者目線でのサービス向上が実現している。

【実績】

- 窓口及び電話相談については、直ちに回答し、文書（FAX を含む）及び電子メールによる相談については、1 開館日以内の回答を実現した。
- 大きな制度改正がなかったことに加え、『産業財産権相談サイト（よくある質問と回答）』の活用促進により電話相談が、地域の「知財総合支援窓口」の紹介や認知度アップにより窓口相談が、前年度と比較して減少した。
相談件数：29,294 件（平成 24 年度：32,019 件）
- 平成 21 年度より、相談データベースを構築し、蓄積した相談に関する情報を相談員で共有するとともに、蓄積した情報をもとに回答するなど、有効活用することにより、相談者へ正確・迅速な回答を行った。（平成 25 年度：約 2 万 9 千件蓄積＜蓄積総件数：約 18 万 8 千件＞）
- 『産業財産権相談サイト（よくある質問と回答）』を効果的な利用に資するため、アクセス件数が多い商標出願講座の動画表示箇所を見やすく変更するとともに、見出しなどの強調やレイアウトの工夫を行いアクセスの利便性を高めた。具体的には、相談が多い申請書類の記入例を、補足のコメント付けたりして、わかりやすくしたり、その他でくくられていたものを適正な分類（カテゴリー）にふり直すなどの見直しを行い相談サービスの向上を図った。また、我が国において出願や権利化を希望する外国人のために、英語ページを追加したことにより産業財産権に関する情報提供及びユーザーサービスの向上を図った。
 - ・産業財産権相談サイトアクセス総数 306,151 件（平成 24 年度：329,189 件）前年度比でアクセス件数が減少した要因としては、大きな制度改正がなく相談者の関心の高い出願書類の様式について特段の変更がなかったためであるものと推測。なお、平成 26 年度は特許法等の改正が予定されており、改正法の施行等によるアクセス数の上昇が見込まれる。
- 毎年 11 月に相談サービスに対するアンケート調査（顧客満足度）を実施。今回のアンケート調査では特に『産業財産権相談サイト』の利用が約 27 ポイント（39.7%→66.9%）向上しており、サイトの利用が進んでいる。利用満足度については、満足したとの回答が 90.6% となり、平成 24 年度調査結果の 89.7%を 0.9 ポイント上回った。
アンケート調査において意見・要望があった事項は、相談員に周知し、相談業務の改善を図った（例えば、「専門的で高度な質問に的確に答えてもらえる相談員にしてほしい」という意見に関しては、それぞれの質問内容に精通した相談員が対応し、対応状況を相談員全員に周知した）。また、メールでの質問は 1 開館日以内に回答していることから、「迅速な回答は高く評価できる」、「対応が素早く大変助かる」など多数回答があった。
- Web および相談サービスに対するアンケートによる指摘については対応を、質の高いサービスについては継続できるよう相談部全員に周知した。また、相談員の更なる能力向上のため、産業競争力強化法の施行にともない拡充される特許料等の減免制度など、産業財産権に関する幅広いテーマを用いた研究会（勉強会）を開催し、相談員の知識を向上し、相談対応力の強化を図った（年度累計 14 回）

(2) 他機関との連携

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

- 引き続き、日本弁理士会、一般社団法人発明推進協会、中小企業支援機関等との連携を図る。
- 各地の日本弁理士会支部、知財総合支援窓口等と地域特有な工業所有権相談対応事例や相談内容の情報交換を行い、相談業務の参考にするとともに地方との効率的な連携を強化する。
- 特許庁に対して、相談を通じて把握したユーザーニーズを毎月提供し、情報共有を進める。
(第3期中期目標P4)(2) 他機関との連携
(第3期中期計画P3)(2) 他機関との連携

【平成25年度の実績及び評価(評定がBとなる基準と異なる理由)】

【評価】

- 相談業務における他機関との連携をスムーズに進めるための意見交換が行われており、評価できる。複数機関の連携は難易度が高く、ユーザーの不満が見過ごされる余地も大きいため、継続して、適切な受付や関係機関への紹介がスムーズに実施されるよう注意を払って頂きたい。
- 相談も知財を取得するだけの相談ではなく、秘密管理まで考慮した総合的な相談が必要な場合が多くある。中小企業の課題や悩みの中には特許出願ではなく、先使用権の証明や公開技報で対処すべき内容のものが存在しているが、総合的なコンサルができる窓口がない。INPITの他機関との連携はそういった効果が期待できるとともに重点的に取り組んだことは、質的に高く評価できる。
- 他機関との連携に関し、INPITから日本弁理士会等の諸関連機関への紹介実績が全体に増加していることから、本事業の意義・有効性の高さが認められる。
- 知財関連の相談業務を実施する他機関との連携に関しては、各機関との意見交換を十分に行った上で、たとえば、対面相談が適切と判断される事案は都道府県の知財総合支援窓口を紹介する、具体的な出願関連の相談については日本弁理士会の無料相談へ紹介する、著作権関連の相談は著作権情報センターに紹介するなど、相談の内容に応じてきめ細やかな対応を行っている。紹介実績も相当の件数に上っており、担当者が各機関の相談窓口の特徴、連携強化の意義を的確に認識していることが窺われる。

【実績】

- 各関係機関と相談業務に関する役割分担を整備するため、平成22年度から各地の関係機関との意見交換を実施。平成25年度は四国、中国、関東地域の関係機関(知財総合支援窓口、日本弁理士会、中小企業基盤整備機構)及び(公社)著作権情報センターなどを訪問し、各機関の相談対応の現況の把握、役割分担の整理及び相談事案に応じた各機関へ紹介を行う連携について意見交換を行い、効率的な連携を可能とした。各関係機関が有する専門の分野については関連機関を紹介したことにより、工業所有権全般に渡り効率的な相談体制が整備され、相談サービスの充実が図れた。また、相談ノウハウやポイントを提供し、各関係機関窓口における効率的な相談事業をサポート

するとともに、各地の知財総合支援窓口や特許室を通じてパンフレット（産業財産権の相談および商標出願の書き方ガイド）を配布し、利用者の利便性の向上を図った。

○相談を通じて得たユーザーからの意見・要望については、特許庁に提供した（185件（平成24年度107件））。

4. 情報システム業務

（1）電子出願ソフトの整備・管理及び利用の促進

【個々の評価事項について当該年度の評価がBとなる基準】

○中小・ベンチャー企業等に対する普及説明会を3大都市で実施するとともに、企業・団体等からの電子出願に関する講師依頼または導入にあたっての説明要請があったときは、機動的に対応する。

・電子出願ソフトの操作方法等に関するユーザーからの相談には、電子出願ソフトサポートセンターにおいて、引き続き適切に対応する。

○電子出願ソフトについては、「特許庁業務・システム最適化計画（平成25年3月15日改定）」のスケジュールも踏まえ、制度改正に伴う変更等、必要不可欠なものを除き経費の増大を招かないよう費用対効果を精査しつつ、電子出願ソフトを迅速に改善・整備し、ユーザーの利便性向上を図る。

・特許庁受付サーバの二重化に対応した電子出願ソフトの改善、電子出願運用支援サーバの2拠点での冗長化等によって震災等の災害発生時にユーザーの出願日を担保する対策措置を講じる。

（第3期中期目標P4）（1）電子出願ソフトの整備・管理及び利用の促進

（第3期中期計画P3）（1）電子出願ソフトの整備・管理及び利用の促進

【平成25年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

○特になし

【実績】

○中小・ベンチャー企業や団体の新入職員を対象とした電子出願説明会を3大都市で開催し、説明内容について受講者の90%以上から「理解できた」との評価を得た。また、特許庁職員及びWIPOT途上国研修生に対しても、電子出願及び電子出願ソフトの概要説明及び実習を行い電子出願の普及を図った。受講人数計389名（前年度比23.1%増）

○電子出願ソフトユーザーに対し、新バージョンのリリース予定、PCT関連手数料改定のお知らせ、講習会開催の情報、その他、ユーザーが電子出願ソフトを使用する際において有益となるQ&A等の情報を、メールマガジン「INPIT 出願ソフトニュース」の配信や INPIT

ホームページや電子出願サポートサイトなどの関連ホームページのトピックスに掲載した。(ニュース配信回数計10回)

○電子出願ソフトサポートセンターを通じ、電子出願ソフトの設定及び操作方法等の支援を行った。

サポートセンター相談受付件数9,584件

また、電子出願サポートセンター受付の相談内容については、定期的に報告を受けて内容の精査を行い、電子出願サポートサイトで発信する情報等に反映させるなどサービス向上を図った。OSのwindowsXPサポート終了については、ユーザーへの事前の情報提供により問題なく対応。

○平成25年6月17日及び11月13日にユーザー連絡会を開催して、特許庁、日本弁理士会、日本知的財産協会などから、課題などの収集を行ってニーズの把握を図った。

○制度改正などの事務処理変更や電子出願サポートセンターからの月次報告及びユーザー連絡会でのニーズを受けて、特許庁と密接な連携を取りながら費用対効果を精査し、必要不可欠と判断した19項目(うち、3項目はユーザーからの要望に応えるもの)について、電子出願ソフトウェアの改造を行い、情報通信技術の進ちょくに対応した電子出願ソフト新バージョンのリリースを行った。

○平成27年3月の受付サーバのバックアップセンター導入に向け、平成25年度においては、受付サーバ(メインサイト)に接続不可時におけるインターネット出願ソフト接続先自動切替に関するシステム設計まで完了させた。

○電子出願ソフト支援サーバについて、本番サーバが停止した場合に備え、サブサーバの導入を行い、災害等緊急時でもサブサーバから電子出願ソフトを入手して出願できる環境を整備した。また、電子出願ソフトサポートセンターの相談業務についても、現在のサポートセンターで災害などが発生した際に別の地域で相談受付ができるよう業務場所を確保して緊急時への対策を講じた。

(2) 公報システム等の整備・管理

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

○特許庁の公報発行計画に支障をきたさぬよう、適切な公報システムの整備・管理を行うとともに、制度改正等必要不可欠なものを除き経費の増大を招かないよう費用対効果を精査しつつ、公報システムの機能改善を行う。

○ユーザーに対する出願書類等の閲覧及び貸出しを効率的に行うための出願書類管理システム(包袋管理システム)の整備・管理を行うとともに、特許庁のホスト更改に対応した新包袋管理システムの構築に向け、ソフトウェア事業者を選定し開発に着手する。

○電子出願化以前の出願に係る経過情報の管理を行うため、出願マスターデータの追記・修正データ等を作成し、出願マスターの整備を行う。

(第3期中期目標P4)(2) 公報システム等の整備・管理

(第3期中期計画P3)(2) 公報システム等の整備・管理

【平成25年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

○特になし

【実績】

- 特許庁との密接な連携を図り、公報システムの整備・管理を適切に行うとともに、制度改正等に対応するため、費用対効果を勘案し、必要不可欠な機能に限定して公報システムの改造を行った。
- 特許庁の出願書類（包袋）等の出納・保管業務を的確に行い、包袋借用依頼等にも迅速に対応するため、出願書類管理システム（包袋管理システム）については、システム作業日を除く営業日全日において安定的に運用した。
また、平成27年1月に予定されている特許庁のホスト更改に対応した新包袋管理システムの構築に向けて、適切にソフトウェア開発事業者並びにハードウェア事業者を選定し、平成27年1月稼働に向け、所定のスケジュールどおり、新システムの構築作業を開始した。
- 「電子出願以前の出願に係る経過情報の管理」と「電子手続対象外となっている無効審判請求等のマスターデータ構築」を確実にを行うため、出願マスターデータの追記・修正データ等を5,170件作成した。

（3）審査・審判に必要な資料等の電子データの整備

【個々の評価事項について当該年度の評価がBとなる基準】

- 特許出願書類からDNA配列データ等の必要なデータを年間4,500件以上加工・作成し、先行技術文献データベースに蓄積するとともに、外部の科学技術データ提供機関が新たに収録するDNA配列データを年間24回以上収集し、先行技術文献データベースに蓄積する。
- ②審査資料に供する有益な非特許文献について、分類等の書誌情報作成及びイメージデータ化を行い、先行技術文献データベースに蓄積する。また、審査・審判官が拒絶理由通知等に引用した非特許文献のうち、イメージデータが作成されていない非特許文献を出願人・代理人に通知書とともに期間内に送付するため、必要なイメージデータを原則3営業日以内に作成する。
- ③特許文献の検索を効率的に実施する上で有用なFターム解説書を作成するとともに、外部で提供されている検索キーデータを購入し、特実検索システムに蓄積する。
（第3期中期目標P4）（3）審査・審判に必要な資料等の電子データの整備
（第3期中期計画P3）（3）審査・審判に必要な資料等の電子データの整備

【平成25年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

○特になし

【実績】

- 特許の審査・審判に必要な国内外の DNA 配列データを網羅的に収集するため、以下の事業を実施し、特許庁の DNA 検索システムへ蓄積した。
- DNA 関連出願とともに提出された DNA 配列データ 4, 903 件（年度目標 4, 500 件以上）を、検索用データとして加工し、蓄積した。
- 民間事業者から有償で提供されている DNA 配列データ（GENESEQ データ）を年度目標を上回る 26 回（年度目標は 24 回以上）購入し、蓄積した。 GENESEQ データ収集（26 回/年） 30, 696, 721 件（平成 24 年度：28, 954, 508 件）
また、無償で提供される公共の DNA 配列データを収集し、蓄積した。
公共データ（DDBJ データ & UniProt データ）収集 222, 397, 638 件（平成 24 年度：191, 048, 546 件）
- 特許庁の要請に基づき、審査・審判において必要となる非特許文献に関する各種データを作成し、特許庁の特実検索システムへ蓄積した。
イメージデータ作成 81, 270 件（661, 978 頁）（平成 24 年度：91, 522 件（732, 687 頁））
書誌データ作成 11, 876 件（平成 24 年度：19, 948 件）
また、そのうち特許庁の審査・審判官が拒絶理由通知書等に引用した非特許文献のイメージデータ作成については、審査・審判処理の迅速化を図るため、作成依頼日から 3 日以内で作成した。
- 特許文献の検索を効率的に実施するため、以下の事業を実施した。
特許文献の効率的な検索に必要な F ターム解説書 11 テーマについて、電子データを作成し、特許電子図書館（IPDL）から一般へ提供できるようにした。
- 特許審査で使用する検索キーワード（パトリス・フリーキーワード）を新たに 290, 610 件購入し、特許庁の特実検索システムへ蓄積した。

2-2. サービスの質の向上（権利化推進）

<p>評価結果</p>	<p>A（法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現） 23年度：A、24年度：A 平成22年度以前は該当なし</p>
<p>評価のポイント</p>	<p>○特に中小企業の海外展開のあり方が急速に変化する中で、展開に伴う知財対応を INPIT が初期支援することは極めて重要。 ○前年度に引き続き、INPIT ならではのノウハウ・人材・人脈を生かした取り組みがなされており、その成果に対するユーザーの評価も高い。 ○いずれの事業でも、結果の評価、フィードバックが行われており、質的な改善が図られていることは高く評価。</p>
<p>1. 知的財産情報の高度活用による権利化の推進業務 (1) 人材活用による研究開発機関等の知的財産情報を通じた戦略策定支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【個々の評価事項について当該年度の評価がBとなる基準】</p> <p>○国内外の知的財産情報の収集・分析や高度な活用戦略に知見をもつ知的財産マネジメントの専門人材を延べ24箇所以上の研究開発機関等に派遣し、研究の初期段階より研究成果の活用を見据えた戦略の策定を知的財産の視点から支援することとし外部有識者から構成される委員会において支援先の選定及び事業の評価を行い、事業の効率化と透明性確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略策定支援効果を高めるために、平成25年度は、プロジェクトの形成段階にある6箇所以上の研究開発機関等にも知的財産マネジメント専門人材を派遣する。 ・専門人材派遣先研究開発機関等における戦略策定の進捗状況と課題を適宜把握するとともに、必要に応じて評価のための実地調査等も行い、個別派遣先の活動に関するPDCAマネジメントを行う。 <p>○海外市場での事業を見据えた知的財産戦略の策定や知的財産の高度活用に精通した知的財産マネジメントの専門人材を情報・研修館に6名以上配置し、要請に応じて、延べ180箇所以上の中小企業等に対して支援を行い、支援対象となった企業等の満足度調査を実施するとともに、外部専門家の意見を聴取して事業の効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援効果を高めるために、知的財産マネジメントの専門人材を各種中小企業等支援機関が実施するセミナー・講習会等へ延べ24回以上講師として派遣する。 <p>(第3期中期目標P5)(1) 人材活用による研究開発機関等の知的財産情報を通じた戦略策定支援 (第3期中期計画P3)(1) 人材活用による研究開発機関等の知的財産情報を通じた戦略策定支援</p> </div>	

【平成25年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

- 支援スキームを明確化し、暗黙知に留まりがちな支援ノウハウを形式知化して的確な支援に結びつけようとする活動や、派遣効果向上のための事後評価などPDCA活動は、高く評価できる。
- 海外知財プロデューサー6名が、地方自治体や関連機関と連携して延べ233社に対して個別支援を行っていることは、中小企業の海外展開が従来と様変わりする現在、極めて重要な活動である。
- 知財プロデューサー派遣に関し、企画段階における知財管理ルールと体制作りを支援した取り組みは、同事業の効果的な実施に向けた質的な向上として本事業全体につき積極的な評価を得るに至った要因として評価する。また、海外知財プロデューサーによる企業支援は前年度を上回る233社に及び、ユーザー満足度を含めた実績もあがっていることから、INPITの特性を有効活用した成果として評価したい。
- 海外知的財産プロデューサー事業の支援実績は前年度実績及び年度目標を上回っており、利用企業の調査によれば満足度は高い。各地域の知財総合支援窓口や中小企業支援機関等の連携強化が意識的に行われ、出願・権利化から活用までの中小企業の必要とする支援が一気通貫で実現された点も評価できる。
- 知的財産プロデューサー事業の派遣先箇所数は、前年度実績、年度計画目標のいずれも上回っており、支援先の一つでは、5年にわたる支援の成果として世界的にも評価される技術の実用化が実現している。プロジェクト企画段階からの本格派遣にあたり、透明性を確保し、適正かつ効率的な事業遂行が可能となるよう、支援スキームと派遣先選定基準等を明確化した点、関係他省庁と密な連携を図っている点は大きく評価できる。選定・評価委員会の開催回数も増やされ、進捗状況に応じて派遣停止などの見直しがより柔軟になされている点も評価したい。
- 知的財産プロデューサー事業の支援実績は前年度実績及び年度目標を上回っており、利用企業の調査によれば満足度は高い。各地域の知財総合支援窓口や中小企業支援機関等の連携強化が意識的に行われ、出願・権利化から活用までの中小企業の必要とする支援が一気通貫で実現された点も評価できる。

【実績】

- 知的財産プロデューサー
 - ・派遣人数 20名（平成24年度：18名）
 - ・派遣機関等 27箇所（延べ29箇所：派遣先選定・評価委員会における審議により2箇所については25年度中に派遣中止）（平成24年度：20箇所（延べ21箇所：1箇所については24年度中に派遣中止））
 - ・プロジェクトの形成段階にある研究開発機関等に派遣 7箇所
- 知的財産情報の高度な活用に関する知的財産マネジメントの専門人材（知的財産プロデューサー）を派遣し、派遣先研究開発機関等の事業化構想に基づき、プロジェクトの進行段階に応じて、
 - ・初期段階のプロジェクトでは、主に研究戦略・知財戦略の策定

- ・ 推進期のプロジェクトでは、進捗状況を踏まえ、主に知財網を強化
 - ・ 終期のプロジェクトでは、推進期の支援内容に加えて、主に研究成果の高度活用を見据えた知財管理・活用方針の策定等の支援を実施した。
- 平成25年度の新たな取組は以下のとおり。
- ・ 知的財産プロデューサーの派遣にあたっては、公的研究資金投入前の産学官連携プロジェクトに対して、プロジェクト企画段階から知的財産プロデューサー派遣し、知財管理ルールと体制作りの支援を実施した。
 - ・ 上記支援を実施するため、派遣の開始・中止の判断基準、派遣する頻度に関する判断基準等の支援スキームを明確化した。
 - ・ 経済産業省担当課と新規プロジェクトに関する意見交換を実施し、企画段階のプロジェクトを選定（4箇所）し、うち2箇所については準備支援派遣を行った後、通常支援派遣に移行した。
 - ・ 科学技術振興機構（JST）や新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）などの公的研究開発資金配分機関との意見交換（計7回）を実施し、知的財産プロデューサーの派遣効果の高い6プロジェクトを次年度の支援先候補として選定した。
 - ・ 連携協力協定を締結した産業技術総合研究所（AIST）との連携協議会（計3回）を通じて知的財産プロデューサーの派遣効果の高いプロジェクトを選定（2箇所）し、半年間の準備支援派遣を行った後、通常支援派遣に移行した。
 - ・ 産業技術総合研究所（AIST）の研究者や知的財産部員を対象にした知財研修（計8回）を実施し、技術研究組合での知財の考え方や秘密情報の取り扱いなどの内容で延べ約350名が聴講し、高い評価を得た。
- 知的財産プロデューサーの派遣効果向上のための取組と評価は以下のとおり。
- ・ 情報・研修館に統括知的財産プロデューサーを配置（1名）し、月次報告書のチェックや派遣先の状況視察及びプロジェクトリーダー等との意見交換（26回）により、知的財産プロデューサーの活動状況の把握を行い、PDCAマネジメントを推進した。
 - ・ 新たに派遣を開始した知的財産プロデューサーに事業趣旨を的確に把握してもらうための新任研修（3回）、知的財産プロデューサーの更なるスキルアップのための研修（4回）を実施した。
 - ・ プロジェクトでの活動報告などを行う連絡会議（4回）を開催し、知的財産プロデューサー間で取り組みに必要な情報交換を行った。
 - ・ 知的財産プロデューサーによるタスクフォースを設置し、各プロジェクトにおける効果的な知財マネジメント推進のための共通課題の整理・検討（35回）を行い、知的財産プロデューサーの活動上の課題解決の際の参考とした。
 - ・ 各派遣先における知的財産プロデューサーの支援活動、及び、知的財産プロデューサーの支援活動を通じた各派遣先機関における知的財産に関する実績・取組に関する中間評価を実施し、派遣効果の確認及び継続支援・フォローアップ支援等の判断を行った。
- 事業を効果的に行うための広報活動は以下のとおり。
- ・ プロジェクトにおける優れた知財戦略や取組に関する事例集や本事業の趣旨目的を記載したパンフレットを主たる研究開発機関や公的研究開発資金配分機関（NEDO、JST、産総研、大学協会、各省庁、各経済産業局等）へ配布した。
- 特筆すべき成果は以下のとおり。
- ・ 本事業の支援先である「糖鎖機能活用技術開発プロジェクト（支援期間：平成21年～平成25年）」では、知的財産プロデューサーの

支援により、特許群管理を念頭においた特許活用リストを作成し、出願案件の重要度判断や容易に権利活用できる仕組みを構築した。そうした取組の結果、世界初の糖鎖マーカを用いた肝臓の線維化検査用試薬の実用化という成果が生まれた。

○海外知的財産プロデューサー

- ・人数 6名
- ・企業等への訪問等による直接支援を実施 233者（うち継続支援企業等として40者については訪問、来訪等により複数回の対面による支援を実施）（平成24年度：191者） 訪問 延べ193箇所 来訪 延べ29回 相談会 延べ39者

○海外での事業展開が期待される有望技術を有する企業等に対して、海外進出先における知的財産マネジメントの専門人材（海外知的財産プロデューサー）の派遣等を行い、各企業の事業内容、技術力、経営戦略、社内体制などの事情に応じて、知的財産に関連するリスク低減をはじめ、権利保護・活用に関する支援を行った。

○都道府県ごとに設置された知財総合支援窓口や中小企業等の海外展開支援機関との連携を拡大・強化することにより、潜在的に課題を抱えている企業を掘り起こす体制を強化した。さらに連携機関と海外知的財産プロデューサーとが共同して企業支援を実施する連携支援数が大幅に増加した。

- ・知財総合支援窓口の支援担当者との連携支援 71者（平成24年度：42者）
- ・地方自治体、地方自治体支援機関（佐賀県、ひろしま産業振興機構など全国5機関）の支援担当者との連携支援 7者（平成24年度：1者）
- ・政府関係支援機関（中小機構、JETRO、JICA、各経済産業局等）の支援担当者との連携支援 21者（平成24年度：17者）

○知財総合支援窓口や中小企業支援機関等との連携支援を拡大・強化することで、連携を強化することによって、地域の企業ニーズを的確に把握しながら、ハンズオン支援を拡大し、以下のような成果事例を生み出した。

【事例1】宮崎県企業A社に対して、知財総合支援窓口と連携しながら、海外PDを派遣して知財リスクを踏まえたビジネススキームや契約条件の相談に応じ、知財総合支援窓口の専門家（弁護士）も活用しながら契約書を作成するところまで支援を進め、A社の北米企業への技術ライセンス契約締結の実現に貢献した。

【事例2】あいち産業振興機構での外国出願補助金の募集時に、海外PDによる海外ビジネスと知財リスクに関する講演及び相談会を実施。相談会に参加した企業B社の国内外への出願と海外事業展開における戦略策定を支援し、外国出願補助金（特許庁による）を活用したPCT出願を行ったほか、中東進出に向けた代理店契約に関する支援でも貢献した。

【事例3】近畿経済産業局主催の「海外展開指南塾」に参加し、「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」にも採択された企業C社に対し、海外PDを派遣し、東南アジアにおける事業展開戦略に基づいて、出願する技術とノウハウとして秘匿する技術を選別させる等の具体支援を行った。その結果、C社は保有技術の一部についてPCT出願による権利化を進める等、同社が狙う東南アジアでの事業展開における知財リスクの低減に貢献した。

【事例4】ひろしま産業振興機構の支援する医療機器メーカーD社に対して、国内外のグループ会社間で保有する知財の社内管理に関する

アドバイスを実施し、グループ会社間における知財権の取得、使用（利用）、譲渡・移転、管理等に関する規定等の策定支援を行った。これにより、国内外の知財管理体制が構築され、D社の海外事業の拡大基盤の強化に寄与した。

- 各種中小企業等支援機関が実施するセミナー・講演会等へ、海外知的財産プロデューサーを延べ64回講師として派遣した。
- 海外知的財産プロデューサーの企業支援やセミナー・講習会等への講師派遣の周知に当たっては、海外知的財産プロデューサーの支援事例等を掲載したパンフレットを50,000部作成し、各都道府県の知財総合支援窓口、商工会議所、金融機関等の関係機関等へ配布して周知活動を行った。
- 海外知的財産プロデューサーの企業支援の質の向上を目的として、海外進出している日系企業の海外現地拠点における企業内知的財産活動や知財に関する課題等の現地ヒアリング調査を実施した。平成25年度は、台湾進出企業6社、現地法律事務所2箇所、及び台湾交流協会を訪問し、海外進出している日系企業の海外拠点における現地特有の知財に関する課題等のヒアリング調査を実施し、支援に有用な海外現地情報の収集を行った。
- 知的財産プロデューサー
支援先の選定や事業達成度評価、知的財産プロデューサーの評価や派遣先とのマッチングを行うため、外部有識者により構成される委員会を設置し、事業の効率化や透明性を確保した。
平成25年度は委員会の開催回数を2回から5回に増やし、これまでの新たな派遣先の選定評価に加えて、支援スキームの見直しやこれまでの支援活動の中間評価を行った。
派遣先機関に対して知的財産プロデューサーの派遣効果を確認・検証し、88.9%（27機関中24機関）の派遣先より高い評価を得た。
- 平成25年度は、プロジェクト企画段階からの支援を的確に実施するため、派遣を開始・中止及び派遣する頻度に関する判断基準等を委員会で検討し、支援スキームを明確化した。

<支援スキームの見直し>

- 診断派遣・・・各プロジェクトについて、知財PD派遣機関として適正なものか（事業化への取組の意欲、プロジェクトリーダーの知財に対する理解等）を診断。派遣期間は1～2月程度とし、派遣頻度の目安は、数回。
- 準備支援派遣A・・・公的資金投入決定前のプロジェクトについて、研究成果の事業化に向けた知財ポリシーの策定、知財管理体制の検討等の支援。派遣期間は公的資金投入決定後の直近の本事業の公募時期までの期間（最大1年を目安）とし、派遣頻度は月1日～週3日程度。
- 準備支援派遣B・・・公的資金投入決定後のプロジェクトについて、知財PD事業への公募までの間に、知財戦略の策定等の支援。派遣期間は直近の本事業の公募時期までの期間（最大6月を目安）とし、派遣頻度は月1日～週3日程度。
- 通常支援派遣・・・公的研究資金が投入された研究開発コンソーシアム等における研究成果を事業化・産業化に繋げるために、知的財産の視点から研究開発成果の出口・活用を見据えた知的財産戦略の策定等の支援。派遣期間は最大3年とし、派遣頻度は研究開発プロジェクトの進捗状況により月1日～常駐の範囲で判断する。
- フォローアップ支援派遣・・・通常支援派遣が終了した後、継続して支援派遣をすることが研究開発成果の事業化に特に有益と認めら

れる場合に支援。派遣期間は原則1年とし、派遣頻度は月1回～週2回程度。

<中間評価>

平成25年度は新たに、これまでの取組の有効性を検証するために中間評価を実施し、派遣先選定・評価委員会からもこれまでの取組に対して、「事業の初期段階としては、概ね順調な立ち上がりが見られた」との評価を得た。

<派遣先の主な選定基準>

事業化に向けた出口イメージが明確であるか。

知的財産プロデューサーの組織的位置付けが、プロジェクトリーダーの補佐等としてプロジェクト全体を俯瞰できるものか。

知財マネジメントに関する意識が高いか、また、それを支える体制（資金・人材）があるか。

○海外知的財産プロデューサー

海外知的財産プロデューサー事業の企業支援を対象にアンケートを実施し、支援が「非常に有益」、「有益」との回答割合は90%であったとの回答を得た。支援者からは「海外進出にあたり知財面での基本的な考え方が整理できた」「実務に役立つ具体的な情報を得ることが出来た」との声が寄せられた。

また、海外PDによる継続支援を希望する企業は92%であり、今後も継続的、重点的な知財支援が望まれる。

海外知的財産プロデューサー事業の支援状況について、以下4機関の外部専門家に対してヒアリング調査を実施し、いずれの機関からも海外知的財産プロデューサーの事業戦略視点での幅広い知的財産活用に関する支援やセミナーでの情報提供が極めて有用であるとの意見が寄せられた。今後も支援機関等との企業支援の連携を継続的に拡大していくことが必要であるため、更なる連携強化をおこなっていくことを確認した。

(独)中小企業基盤整備機構 本部（国際化支援担当者）

同 近畿本部（国際化支援担当者）

大阪府（ものづくりビジネスセンター大阪）

知財総合支援窓口（一般社団法人大阪発明協会）

(2) 知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大

【個々の評価事項について当該年度の評価がBとなる基準】

○複数の大学等から構成されるネットワークでの知的財産管理体制の構築支援、イノベーションを目指す特色ある取り組みを行う大学の知的財産マネジメント体制の支援を行うために、知的財産管理・活用に知見をもつ知的財産マネジメントの専門人材を7箇所以上の大学ネットワークに派遣する。

○派遣先の活動状況を定期的に把握するとともに必要に応じて実地調査し、外部有識者から構成される委員会において支援先の選定及び本事業の評価を行い、事業の効率化と透明性確保を図る。

(第3期中期目標P5)(2) 知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大

(第3期中期計画P4)(2) 知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大

【平成25年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

○AIST や JST、NEDO などとの連携や、各地の大学ネットワークにおける知財戦略支援活動はたいへん重要であり、継続的な取組で効果を期待したい。

○大学のすそ野拡大については、新たな参加大学の掘り起しも着実に実施されている。取組みの始まった知財管理体制構築後のフォローアップ体制は、今後一層強化していくことが望まれる。

【実績】

○広域大学知的財産アドバイザー

- ・派遣人数 8名 (平成24年度：8名)
- ・派遣大学等 8箇所 (平成24年度：9箇所)

○大学等から創出される産業界に有用な技術を確実に把握・選別し、知的財産情報を活用することにより適切な権利保護・活用を行える仕組みづくり等に関する知的財産マネジメントの専門人材（広域大学知的財産アドバイザー）を派遣し、①個々の大学における知的財産管理体制構築（ステップⅠ）、②地域又は技術分野別の複数大学（3～10校）による広域的な大学間のネットワーク（広域ネットワーク）における知的財産に関する共通課題解決等（ステップⅡ）の検討、最終的には③広域ネットワークにおける連携プロジェクトの創出（ステップⅢ）を狙いとして、知的財産の側面から支援した。（平成25年度は事業開始3年目の6ネットワークはステップⅢの支援を実施、事業開始2年目の1ネットワークはステップⅡを支援し、事業初年度の1ネットワークはステップⅠの支援を実施）

○平成25年度の活動内容は以下のとおり。

- ・広域ネットワーク8箇所中、事業開始3年目となる6箇所の広域ネットワークについては、「産学官連携プロジェクトの創出」（ステ

ップⅢ)を念頭においた支援を実施し、ネットワークの自立化の加速を図った。

- ・事業開始2年目となる1箇所の広域ネットワーク「美術・デザイン系ネットワーク」については、「情報共有・共通課題の検討」(ステップⅡ)を中心に実施し、ネットワークの自立化を促進。
- ・平成25年度新規に支援を開始した「生活科学系ネットワーク」について、大学の知的財産管理体制の構築(ステップⅠ)のために、「知的財産ポリシー」、「社会連携活動ポリシー」、「利益相反マネジメントポリシー」の策定等を支援。
- ・広域大学ネットワークでの取組をまとめた事例集を新たに作成し、本事業の趣旨目的を記載したパンフレットと併せて、大学関係者に配布した。
- ・ネットワークの特性を踏まえた目標設定のための支援、広報活動、活動成果事例等の作成・発信により、ネットワーク参加大学が、平成24年度67大学(9ネットワーク)から平成25年度は89大学(12ネットワーク)に増加し、更に平成26年度は121大学(14ネットワーク)に増加した。
- ・3年間の広域ネットワーク活動において創出された活動成果について議論する「公開成果発表会」を開催し、ネットワーク外での取組についても情報共有を行い、今後のネットワークの自立的な活動の参考とした。

○広域大学知的財産アドバイザーの支援により、以下のような特筆すべき連携プロジェクトが新たに創出された。

- ・看護系大学とデザイナーとの共同研究による子供向け呼吸訓練装置の製品化
- ・iPadにつなぐ理科の実験用のセンサーユニットを開発し技術供与契約を締結
- ・注射訓練プレートを企業と共同開発し、医学部の授業で採用

○広域大学知的財産アドバイザーの派遣効果向上のための取組と評価は以下のとおり。

- ・INPITに統括広域大学知的財産アドバイザーを配置(1名)し、月次報告書のチェック、派遣先の状況視察(年度に35回)により広域大学知的財産アドバイザーの活動状況を把握し、PDCAマネジメントを推進。
- ・新たに派遣を開始した広域大学知的財産アドバイザーに事業主旨を的確に把握してもらうための新任研修(1回)、広域大学知的財産アドバイザーの更なるスキルアップのための研修(4回)を実施した。(平成24年度:計5回実施)
- ・ネットワークでの活動報告などを行う連絡会議(4回)を開催し、広域大学知的財産アドバイザー間で先進的な取組を情報共有し、各広域大学ネットワーク活動の参考とした。
- ・広域大学知的財産アドバイザーによるワーキンググループを設置し、平成25年度は新たに全ネットワークでの共通課題として「大学の知的財産活用促進策」及び「大学における知的財産実務上の個別事例対応方法」について整理・検討(14回)し、加入校にフィードバックすることで知的財産実務の向上を図る予定。

なお、知的財産プロデューサーと同様に支援先の選定や事業達成度評価、広域大学知的財産アドバイザーの評価や派遣先とのマッチングを行うため、外部有識者により構成される委員会を設置し、事業の効率化や透明性を確保した。

派遣先機関に対して広域大学知的財産アドバイザーの派遣効果を確認・検証し、87.5%(8機関中7機関)の派遣先より高い評価を得た。

○平成25年度は、知的財産プロデューサー派遣事業と同様に、支援スキームの見直し、これまでの支援活動の中間評価を行った。

＜支援スキームの見直し＞

準備支援派遣・・・新たに地域別または分野別での広域大学ネットワークの構築を検討している幹事校候補・重点支援校候補に対して、広域大学ネットワーク形成のための支援や、広域大学ネットワークの特性を踏まえた目標の設定等を支援。派遣期間は直近の本事業の公募時期までの期間（最大1年を目安）とし、派遣頻度は月1日～週3日程度。

通常支援派遣・・・広域大学ネットワークに参加する大学等の知的財産管理体制の構築・運用の支援、地域または技術分野等の特徴を踏まえた広域大学ネットワークとしての知的財産に関する課題解決のための支援。

派遣期間は最大3年とし、派遣頻度は幹事校・重点支援校に週3日～常駐。

フォローアップ支援派遣・・・通常支援派遣が終了した後、さらに支援を継続することで特色のある研究成果の社会還元や地域貢献に向けた取組ができるようになると認められる場合や、一部の参加校の脱退により広域大学ネットワークとしての要件を満たさなくなった広域大学ネットワークの参加校に対して引き続き支援を行うことが特に有益である場合等、広域大学知的財産アドバイザーにより引き続き支援。

派遣期間は原則1年とし、派遣頻度は月1回～週2回程度。

＜中間評価＞

○平成25年度は新たに、これまでの取組の有効性を検証するために中間評価を実施し、「これまで広域大学ネットワークの加入校における知的財産管理基盤の整備や共通課題の検討、連携プロジェクトの創出等において概ね順調に推進され、広域大学ネットワークによっては一定の成果が上げられている」との評価を得た。

- ・派遣機関等への継続派遣について、派遣先の状況視察等を踏まえて事業評価を行い、第5回委員会（平成26年3月）にて審議した結果、派遣8箇所中、6箇所に対して継続派遣を決定し、派遣効果等を考慮して2機関の派遣中止を決定した。
- ・平成26年度の派遣機関等の公募を実施し、応募機関等に対するヒアリング調査を踏まえて委員会にて審議した結果、7箇所に対して新規派遣を決定した。
- ・併せて広域大学知的財産アドバイザーの公募を実施し、書面審査及び面接審査を踏まえて委員会にて審議した結果、1名を選定した。

(3) 知的財産情報活用のための環境整備

【個々の評価事項について当該年度の評価がBとなる基準】

- 開放特許やリサーチツール特許に関する公共データベースへの新規登録の促進を行うとともに、当該データベースの活用を支援する専門人材に対する情報交換とネットワーク形成の機会を提供する。
 - ・当該データベースを利用して知的財産ビジネスを行う企業・団体等の意見等を聴取して、今後の環境整備における課題を明らかにする。
 - 知的財産活用に係る環境整備の一環として、国内外における知的財産活用に関する取組の情報交換、知的財産活用に関わる者のネットワーク形成等を行う機会を提供するため大規模フォーラムを実施するとともに、企業等における知的財産情報の高度活用を活発化するための環境整備の一環として、知的財産マネジメントの専門人材が国内外における知的財産活用に関する情報を提供するセミナーを、各種支援機関等との連携を図りつつ、20回以上実施する。
 - 情報・研修館が実施する知的財産情報の高度活用による権利化の推進業務を担う知的財産マネジメントの専門人材の活動によって蓄積された有用情報をポータルサイト等で発信することにより、企業等の事業活動と深く関連する知的財産の活用と権利化を促進する環境の整備を図る。
- (第3期中期目標P5)(3) 知的財産情報活用のための環境整備
(第3期中期計画P4)(3) 知的財産情報活用のための環境整備

【平成25年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

- 企業のグローバル展開の態様が大きく変化する中、国際知財活用フォーラムでグローバル知財人材の育成課題などについて討議する機会を持つことは極めて重要な活動である。
- 開放特許データベースの周知利用促進に工夫を行い、アクセス件数の増加など量的に効果があった。

【実績】

- 開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースを充実させるため、各地の企業、公的研究機関及び大学・TL0等101機関訪問し、また、データベースに関する問い合わせにも積極的に対応すると共に、新規登録についても促進を行った。その結果、開放特許情報データベースについて新規登録は2,752件（平成24年度：3,084件）、リサーチツール特許データベースについて1件（平成24年度：3件）が新規に登録された。
- より多くの利用者に認知させるため、Twitterを利用した開放特許情報DBのサイト更新等を配信した。また、Google AdWordsを利用した広告を掲載することにより、ライセンス情報へのアクセス件数が増加した。

- ・ 開放特許情報データベース：総登録件数 36,648件（平成24年度末：40,405件）
 アクセス件数 320,997件（平成24年度：311,940件）
 「ライセンス情報」検索回数 96,906件（平成24年度：61,712件）
 - ・ リサーチツール特許データベース：総登録件数 605件（平成24年度：662件）
 アクセス件数 20,065件（平成24年度：11,139件）
 検索回数 2,992件（平成24年度：3,914件）
- 開放特許情報データベースの登録者や利用者メリット等を掲載したパンフレットを8,000部作成し、リサーチツール特許データベースのパンフレットと共に各都道府県の知財総合支援窓口等関係機関へ配布し、両データベース等の周知活動を行った。
- 自治体特許流通コーディネーター及び自治体担当者のネットワーク形成
- ・ 自治体が配置している自治体特許流通コーディネーター及び自治体担当者のスキルアップ支援として研修を実施するとともに、自治体間の連携を支援するために専用イントラネットを提供し、さらに、自治体特許流通コーディネーター及び自治体担当者のネットワーク形成の場として連絡会議を2回開催した（平成24年度：1回）。また、アンケート（第1回分）結果では、「非常に役に立つ」、「役に立つ」の合計が80.1%の高評価を得た。
- 開放特許情報データベースの課題抽出として、知的財産ビジネスを行う企業（知的財産取引業者）13者の意見を聴取した。また、自治体特許流通コーディネーター及び開放特許情報データベースの利用者にアンケートを行い202名から回答を得た。
 「全国からのアクセスが期待できる」と言った意見もあったが、「本データベースの認知度がまだ低い」、「中小企業はデータベースの存在を知らないのではないか」等との声が多く、広報活動の強化が今後の課題であることが明らかとなった
- 知的財産推進計画2013の課題
 <開放特許情報データベースの多言語化>
- 「海外からのビジネス拠点の誘致や積極的な投資を呼び込むという視点から、開放特許情報データベースの多言語化の必要性について検討する。」との記載から以下の事項を実施した。
- ・ 今年度は、実際に技術移転に携わっている者を中心としたヒアリング調査等を行った。
 - ・ TLO、知的財産権取引業者、自治体特許コーディネーター、開放特許情報データベースの上位登録者から意見を聴取。
- 国際知的財産活用フォーラム
- 国内外における知的財産情報の共有、知的財産活用に関する取組の情報交換、知的財産活用に関わる者のネットワーク形成などを目的として、国際知的財産活用フォーラムを開催し高評価（93.7%）を得た。
- また、関係機関等への積極的な働きかけにより、本フォーラムへの後援機関等が増加した（24fy 12機関→25fy 30機関）
- 海外知的財産プロデューサーを講師とし、情報・研修館主催「海外知的財産活用講座」を以下の地方の産業集積地15箇所で開催、並びに情報・研修館主催、（独）中小企業基盤整備機構共催「中小企業のための海外展開セミナー」を開催した。（全国20箇所、257名）
 [情報・研修館主催 海外知的財産活用講座]

「海外知的財産活用講座」の参加者からは、回答者の約91%が「非常に有益」「有益」との回答を得られ、「企業内の知財活動のヒントが得られた」「海外に進出する企業さんに伝えたい」との声が寄せられた。

○海外知的財産活用ポータルサイトにおいて、企業等が海外進出にあたり役立つ有用情報を提供した。

・「海外進出形態と知財活動（業務）」確認シート

企業の海外進出において必要な知的財産活動（業務）を可視化することを目的として、企業の海外進出形態（輸出、製造委託、現地生産、等）と、海外進出プロセスに沿って必要となる知財活動（先行技術調査、出願、契約等）について、マトリックス形式に整理した確認シートを、海外知的財産活用ポータルサイトにおいて情報提供した。

・「中堅・中小企業のための海外知的財産マネジメントFAQ」

平成23年～平成25年に開催した海外知的財産活用講座（3年間で全国50箇所）の講義内容を質疑応答形式に再構成して海外知的財産活用ポータルサイトで常時閲覧可能とすることにより、全国の中堅・中小企業に対して、海外進出における知的財産リスクマネジメントと知的財産活用に関する情報を提供できる環境の整備を図った。

・新広島テレビ番組「情熱企業」

新広島テレビ番組「情熱企業」内において、海外知的財産プロデューサーにより、中小企業の海外進出時の知財活用アドバイスのテレビ放映による情報提供を行った。

2-3. サービスの質の向上（人材育成）

<p>評価結果</p>	<p>A（法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現） 20年度：B、21年度：A、22年度：A、23年度：B、24年度：A</p>
<p>評価のポイント</p>	<p>○最新技術分野に遅滞なく対応した審査官研修の実施やサーチャージャー研修の充実など審査迅速化への取り組みはFA11達成に確実に貢献している。人材育成はINPITの個性が活かされる業務分野であり、民間対象の研修等は講師派遣など間接的な関与形態に移行すると考えられるものの、庁内研修等で培われた経験・成果への期待度も大きい。</p> <p>○知財推進計画2013で重視されている人材育成について、民間事業者や他機関との連携を推進しつつ、全体として高い効果を上げることが目指されており、ニーズに即応したカリキュラムの不断の改善が図られている。</p>
<p>1. 人材育成業務 (1) 特許庁職員に対する研修</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【個々の評価事項について当該年度の評価がBとなる基準】</p> <p>○特許庁研修基本方針及び平成25年度研修計画等に基づき、別紙1の研修を効果的かつ効率的に実施するため、研修実施要領を定め、以下の点を踏まえつつ着実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修内容に実務実習を取り入れて特許庁職員の実践的な能力を強化する。 ・外部の知的財産関係者と合同で研修を実施する機会を確保し、受講者に対する研修効果を相互に高める。 ・研修効果を高めるために、講師並びに教材の充実を進めつつ効果的かつ効率的なカリキュラムを策定する。 ・研修を実施する立場から、研修に対する要望を受講者ヒアリング及びアンケート調査等を通じて的確に把握し、研修内容に反映させる。 ・eラーニングによる学習教材を積極的に活用する。 ・審査系・事務系職員研修の各研修コース及び個別科目の目的・内容等について知的財産政策を取り巻く環境の変化に対応しつつ明確化し、研修効果の向上を図る。 <p>(第3期中期目標P5)(1) 特許庁職員に対する研修 (第3期中期計画P4)(1) 特許庁職員に対する研修</p> </div>	

【平成25年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

- 7千人超の研修受講者がおり、そのほとんどが「有意義」と回答するなど、質・量共に充実した活動が行われ、結果的にFA11が達成されているため、高く評価できる。
- 特許庁職員に対する専門研修や語学研修を積極的に行いFA11達成に貢献した点は評価できる。
- 3Dプリンタやビッグデータなど最新の技術分野に遅滞なく対応した審査官研修の実施などの審査迅速化の取り組みは特許庁の政策目標であるFA11を実現する質的要因として評価できる。
- 特許庁職員に対する研修は着実に実施されており、そのことが一次審査期間を11か月以内とする政策目標（FA11）の達成にも貢献したと推察される。研修内容については、最新技術動向を反映したテーマの専門研修コースを設け、前年度を大幅に上回る受講者が参加している。また、グローバル化に対応する人材育成のための語学研修受講者も増加しており、今後の特許庁の人材に求められる知識・能力の醸成のためのカリキュラムとするよう工夫が行われていると評価できる。

【実績】

- 特許庁が策定した「平成25年度研修計画」に定められた研修をすべて着実に実施した（全体研修参加者は、7,014名。24年度は、5,902名）。研修の計画・実施に当たっては、特許庁研修企画部署開催の委員会への参加や同研修企画部署と日常的な情報収集を通じ、特許庁の施策・方針を把握するとともに、連携を図った。
- 審査・審判系研修においては、特に最新の開発動向等技術知識の習得の研修の増加に関する特許庁からの要望に対応しつつ審査迅速化の取り組みにも配慮し、特許庁舎での実施や夜間の実施など、効果的かつ効率的な研修の実施に努めた。
- 特許庁審査官等の育成を継続的に実施した結果、「平成25年度末までに一時審査通知期間を11ヶ月以内（FA11）」とする特許庁の政策目標の達成に貢献した。
- 特許庁職員の実践的な能力を強化するため、以下の研修において引き続き実務実習（事例研究、実務演習（グループ討議）、実務実習（現場実習））を多く取り入れた。アンケートからは、「他人の考えも聞けて知識が深まった」「実在する案件で現実感があり興味を持った」との意見があるなど、効果的な研修となった。
- 「技術研修」等の専門研修及び派遣研修の増加 「3Dプリンタの現状と課題」「ビッグデータ解析技術動向」等最新の技術動向の知識修得のため、専門研修コース数及び受講生の増加を図るとともに、学会、セミナーへの参加等の派遣研修増加に対応した事務処理を着実に実施。
- 知的財産関係者と合同で研修を実施する機会を確保し相互の研修効果を高めるため、当事者系審判研修、審査応用能力研修及び先端技術研修において、知的財産関係者の参加を得て、合同研修を実施した。アンケートからは、「外部知財関係者と合同で実施することは、外部の方の意見が聞けて有意義だった」との意見等があるなど、効果的な研修となった。
 - ・審査応用能力研修 弁理士34名（24年度は43名）、企業関係者37名（24年度は、28名）計72名（24年度は、71名）

- ・審査官コース後期研修 弁理士 5 名(24 年度は 5 名)、企業関係者 5 名(24 年度は 5 名)計 10 名(24 年度は、10 名)
 - ・当事者系審判研修 弁理士 20 名(24 年度は 20 名)
 - ・先端技術研修 弁理士 79 名(24 年度は 49 名)(テーマ数は、3 テーマから 5 テーマへ増加)
- 五大特許庁(日米欧中韓)会合における五庁間の研修相互参加協力決定に基づき、以下の参加があった。
- ・審査官補コース研修 中国特許庁 1 名、韓国特許庁 1 名
 - ・審査応用能力研修 2 中国特許庁 1 名
- 受講生の意見や特許庁の方針を基に、講師の見直し、カリキュラムの見直しを行った。また、合同研修の実施により、研修実施の効率化を図った。
- 研修講師の変更 15 名(24 年度は、2 名)
- 合同研修の実施 27 科目(24 年度は、10 科目)
- カリキュラムの変更 2 研修
- 受講者ヒアリングについては、事務系、審査系研修修了式後に受講者ヒアリングを実施した。(10 研修)
- アンケートについては、研修受講者のうち特許庁秘書課でアンケートを実施することとした研修(管理職服務規律研修 118 名)を除く 6,896 名に対し実施したところ、6,638 名(96%)から回答があり、90%以上が有意義だったとの回答であった。
- ・受講者の意見等を踏まえ、26 年度の研修計画において、研修によっては、午後のみの実施とするなど余裕のある時間変更等に反映した。
- 以下の研修については、eラーニングによる学習教材を活用し、研修生は、受講前、受講後に視聴を行った。アンケートからは、「良い予習、復習となった」との声があるなどから研修効果の向上に活かすことができた。
- (1)審査官補コース研修 受講前必須科目 2 科目、視聴推奨科目 11 科目 (2)審査官コース前期研修 視聴推奨科目 14 科目
- ・必修研修である各研修コースにおいて、研修の目的やねらい、講義の内容及び修得すべき知識と能力などを明確化した科目別講義概要(シラバス)を研修ごとに事前配布し、研修効果の向上に活かした。
 - ・知財を取り巻く環境の変化に対応し、次の研修を実施した。
 - ①品質管理研修を新たに審査系研修(審査官コース後期研修、マネジメント能力研修)で実施
 - ②期間途過に関する特別研修を新たに実施
 - ③最新の開発動向等技術知識の習得のための研修の拡大
 - ④ハーグ協定対応のための英語研修の実施
 - ・虎の門三井ビル内の研修室全体の稼働率は、63%である。なお、研修の増加により、当該教室が重複する場合、特許庁会議室や外部教室を利用するなどして特許庁の要望に応じている。

(2) 調査業務実施者の育成研修

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

- 特許庁が定める調査業務実施者育成研修方針に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する調査業務実施者に必要な研修を3回以上実施する。
 - ・研修生の人数が比較的少ないと見込まれる場合においては、科目聴講生の受付を行う。
 - ・特許庁の業務の迅速化に資するため、調査業務実施者の実践的な調査能力が身につけられるよう、外国文献サーチに関する科目の追加等を含め、調査業務実施者育成研修のカリキュラムの改善を図る。
- 登録調査機関の調査能力を高めるための研修を1回以上実施する。
(第3期中期目標P5～P6)(2) 調査業務実施者の育成研修
(第3期中期計画P4)(2) 調査業務実施者の育成研修

【平成25年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

- 調査業務実施者育成研修への取組みもFA11に寄与しており、高く評価できる。
- サーチャー研修の充実化はFA11達成にも寄与する取り組みであり、本年度に関しても年度平均の修了率が過去4年間で最高(71%)に達するなど質の高い研修が実施されたことが認められる。
- 調査業務実施者の育成研修については、外国特許文献検索に関する科目を新たに追加するなど、特許庁の審査業務の一層の効率化に必要なとなるカリキュラムの改善が行われており、受講生のアンケート調査からも、修了率の向上からも、研修の質が高まっていることがみとれる。調査業務の外注の効果的かつ効率的な実施のために不可欠な調査業務実施者のサーチ能力向上に貢献していると評価できる。
- 「調査業務実施者の育成研修においては、研修受講料収入と実施コストに不均衡が生じているが審査迅速化に資することで特許庁が裨益することから妥当な受益者負担として認められる。

【実績】

- 特許審査の処理能力向上・審査迅速化に向けて（政策目標：2013年に審査順番待ち期間を11月とする）、調査業務実施者（サーチャー）を育成する調査業務実施者育成研修を実施した。
 - a. 募集定員を上回る受講希望者への対応
昨年度（H24年度）に受講者が過去最多に達したことを受け、リプレースに伴い、保有する端末台数を昨年度（84台）から順次増やし（第1-2回：101台、第3-4回：118台）、研修実施体制を強化し、本年度も日程的に上限となる年4回の研修を実施した（1回の研修期間は約2ヶ月間）。

また、外部教室の借用などの対策も施した結果、定員（計 440 名）を大幅に超える 591 名の受講者を受け入れた。

b. 高い修了率と満足度

カリキュラムの改訂や質の高い講師の選定に努めた結果、年間の修了率（※）は過去 3 年間で最高の 71%となった（平成 23 年度、平成 24 年度の修了率は、それぞれ 67%、70%）。また、受講者の満足度も極めて高かった。（99%の研修生が「非常に有意義」又は「有意義」と回答。）

c. 業務の一部外注化による効率的な運営

- ・研修テキストの印刷業務は外部業者に委託し、コピー・仕分け等の事務作業を大きく軽減している。
- ・面接評価第一・第二の実施に際しては、研修生が多いことから使用する教室が多く（6～8 教室）、また複数日要するところ（2～3 日間）、受付業務・教室案内・進行管理などの事務作業を外部業者に委託することにより、事務作業の軽減と効率的な運営を図っている。
- ・端末を使用する最初の研修科目「端末操作演習」は、ログイン方法、F I・F ターム等の検索キーの入力方法、スクリーニング機能の紹介など、定型的・一般的な端末使用方法を学習する科目のため、講師は検索システムの開発業者に外注し、効率的な業務運営を行っている。

d. 研修施設（V D T 教室）の稼働率

研修施設（V D T 教室）の稼働率は年間平均 70%である。なお、グループ討論研修などの教室を多数必要とする科目については、一時的に教室が不足するケースが発生しており、その場合には、当該科目につき外部教室を借りて実施している。

e. V D T 教室の有効利用

端末のリプレースに伴って、机の下に格納可能なディスプレイを採用したことにより、端末（ディスプレイ）を利用しない他の研修でも有効に利用しやすいような環境を整えた。

f. 研修に係る収支（平成 25 年度実績）

受講者数が減ったため受講料収入が昨年度比で約 1,680 万円減となり、収支は約 1,440 万円の赤字となった。一方、リプレースに伴い端末数を増加したが、端末リース料を昨年度比で約 500 万円下げることができた。

g. 研修による人材育成効果

本研修は、登録調査機関の調査業務実施者を育成するための法定研修であって、研修修了者は登録調査機関の調査業務実施者として登録され、登録調査機関による先行技術文献調査の下調査に従事している。

平成 25 年度は合計 417 名の修了者を育成し、これまでの修了者の輩出と合わせて「2013 年には審査順番待ち期間について 11 ヶ月 (FA11) を達成」という特許庁の政策目標の達成に貢献した。

h. カリキュラムの改善について

受講者が実践的な調査能力をより効率的に身につけられるよう、特許庁と連携してカリキュラムの変更を検討し、近年その重要度が高まっている外国特許文献サーチに関する科目を第 2 回研修から実施するとともに、特許庁における運用を見極めながら、第 4 回研修か

ら当該科目の筆記試験を開始した。

その結果、研修生からは、「外国文献のサーチおよび報告書の記入方法が明確になり有意義でした」、「外国特許文献検索の意義と具体的な検索方法について理解できた」等の意見が寄せられた。

i. 評価の公正性・信頼性への取組

研修の修了・未了に大きな影響を及ぼす面接評価に際しては、可能な限り部内職員が面接評価に同席して研修生の質疑応答レベルの把握に努めるとともに、面接官の判断理由が不明確な場合には後日改めて面接官に問い合わせその理由を明らかにするなど、面接評価の適正な実施に努めた。

また、評価コメントをより詳細に記載するよう運用の強化を行うとともに、面接の場において面接官から研修生へのフィードバックを積極的に行うように運用の改善を行った。

○登録調査機関の調査能力を高めるための研修として、昨年度に引き続きサーチャージャー指導者向けのスキルアップ研修を実施した。

また、一部の研修科目については、その講師を現役の経験豊富な審査官が務めるなど、カリキュラムの改善を行った。

その結果、研修生からは、「ベテラン審査官が議論をリードし、また解説を加えたり、コメントを貰ったりと充実していた」、「審査官の意見や考え方、アドバイスや解説を聞いたので、非常に良かったです」等の意見が寄せられた。

○スキルアップ研修

・ [2/24-2/25] 受講者：14名（平成24年度 受講者：10名）

・ 登録調査機関における調査業務実施者向けに開催された特許庁主催の「外国特許文献検索説明会」に際して、募集案内、取りまとめ、会場提供等の協力を行った。

(3) 行政機関・民間企業等の人材に対する研修

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

- 政府が推進する知的財産関連人材の育成政策に資するために、大学を含む民間の知的財産人材育成機関と協力・補完しながら行政機関・民間企業等の知的財産関連人材の育成を推進することとし、特許庁及び情報・研修館が有する知識・経験及びノウハウの提供を通じて、以下の必要性が高い研修を実施する。
- 特許庁の業務の迅速化等に資することを目的として、弁理士、民間企業の知財部員等の知的財産専門人材の特許要件の判断等に係る実務能力を向上させるための審査基準等をテーマとした研修を4回以上実施する。
- 特許庁の業務の迅速化等に資することを目的として、出願の厳選等を促進するため、民間企業等の検索業務者の特許情報等に係る調査・検索能力向上のための研修を5回以上実施する。
- 特許庁の業務の迅速化等に資することを目的として、中小・ベンチャー企業による円滑な出願手続の促進や審判請求の厳選等のため、中小・ベンチャー企業の経営者や知財部員等に対する知的財産の保護・活用能力向上のための研修を4回以上実施する。
- 行政機関等の知的財産関連業務担当者に対し、知的財産に係る業務遂行能力を向上させるため、知的財産権制度の概要や実務上必要な諸制度に関する研修を4回以上実施する。
- 知的財産プロデューサーに対する知的財産戦略の視点から事業戦略を支援する能力向上のための研修などを実施する。
- 上記の研修に関する受講者数やその推移、費用対効果、市場化テストの実施結果及び社会ニーズ等を踏まえ、独立行政法人として実施する必要性について厳格に検証し、民間等において対応が容易でかつ特許庁の業務の迅速化等に寄与しない民間企業等の人材に対する研修の実施については、民間の判断に任せることとする。
 - ・情報・研修館が継続実施することが適切な研修の実施にあたっては、特許庁の業務の迅速化等により寄与できるものとなるように、研修内容・講師等の質的向上を図る。
- 知的財産人材育成推進協議会に参加して他の機関との連携を強化しつつ、民間の知的財産人材育成機関と協力・補完しながら行政機関・民間企業等の知的財産関連人材の育成を推進する。
- 研修生に対するアンケート調査においては、「有意義だった」との評価を平均で85%以上の者から確保するとともに、100%を目指すこととする。

(第3期中期目標P6)(3) 行政機関・民間企業等の人材に対する研修
(第3期中期計画P4～P5)(3) 行政機関・民間企業等の人材に対する研修

【平成25年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

○審査基準などの民間人材向け研修についても、次年度からの民間への移管または共催化が予定される中で充実した取り組みがなされてお

り、研修・セミナー等に対する評価が高く、これらの受講者が FA11 達成に寄与していると認められることから前年度に引き続き質的にも充実したものであると認められる。

- 民間企業等の人材に対する研修に関して、企業の知財業務従事者の審査基準、専攻技術文献検索等に係る能力向上は、無駄のない出願に繋がり、ひいては特許庁の審査の効率化にも資するところ、研修の実施回数は年度計画目標をクリアしており、受講者のアンケートでの満足度も高く、着実な実施がなされているといえる。中小・ベンチャー企業向けには、受講料を無料として参加しやすくするとともに、知財をより身近に意識してもらうため、知財を活用したビジネスで成功している中小企業の成功事例を紹介する等、これまで知財制度になじみの薄い層も呼び込めるような研修内容の工夫がなされている。「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を受けて、次年度から民間団体との共催する方向が定まったが、今後も、関係各団体と相互に連携しつつ、「知財推進計画2013」等に掲げられている知財マネジメント人材の育成を行っていくことが望まれる。
- 行政機関・民間企業等向けの人材に対する研修においても研修受講料収入と実施コストに若干の不均衡が生じているが、中小・ベンチャー企業の受講者は受講料が無料となっており、政策的な重要性から必要な措置である。また中小・ベンチャー企業向けの研修を除いた場合収支がほぼ均衡することから受益者負担は妥当である。

【実績】

- 政府が推進する知的財産関連人材の育成政策に資する観点から、大学を含む民間の知的財産人材育成機関と協力・補完しながら行政機関・民間企業等の知的財産関連人材の育成を推進することとし、特許庁及び情報・研修館が有する知識・経験及びノウハウの提供を活用して、以下の必要性が高い研修を実施した。弁理士、民間企業の知財部員等の知的財産専門人材の特許要件の判断等に係る実務能力を向上させるため、下記のとおり弁理士や民間企業の知財部員向けの研修を計5回実施し、審査基準の適切な考え方や拒絶理由に対する適切な応答方法を民間に提供した。
- いずれの研修においても、講師として審査官経験者を招き、民間企業等で出願・権利化業務を担う受講者が特許庁の審査実務に対応した知識やノウハウが習得できるように努めた。
また、科目についても座学の講義に加え、グループ討論形式の演習科目を盛り込むことにより、受講者が単なる知識の習得だけでなく、効率的で有効な権利を取得するために必要となる実務能力を習得できるように努めた。
これらの結果、受講者の満足度も極めて高いものとなった(各研修において96%~100%の受講者が「非常に有意義だった」又は「有意義だった」と回答)。受講者数は昨年度比24%増の131名となった。
- 民間企業等における先行技術調査の能力不足や重要性・困難性の理解不足を補い、効率的な出願・権利化行動を促すため、民間企業等の検索業務者を対象とした研修を下記のとおり計5回実施した。
- いずれの研修においても、講師として審査官経験者を招いて端末演習を行うことにより、審査官が有する検索ノウハウを伝授し、受講生の実践的な検索能力の向上を図った。
また、様々な民間企業から参加している受講生同士でのグループ討論を実施することにより、多様な検索スキルを共有するとともに検索

業務に対する意識の向上を図った。また、「上級」では特許庁の審査官端末と同等の機能を有する高度な検索端末を用いて、ハイレベルな検索演習を実施した。

○検索エキスパート研修[上級]

・第1回 [6/10-6/13] 受講者：43名 ・第2回 [12/9-12/12] 受講者：36名 ・第3回 [3/10-3/13] 受講者：29名

○検索エキスパート研修[意匠]

・[9/2-9/4] 受講者：18名

○特許調査実践研修（大工大連携）

・[3/5-3/7] 受講者：29名

年度累計 受講者：155名（平成24年度累計 5回開催 受講者：151名）

○中小・ベンチャー企業の経営者や知財部員を対象とした知的財産および特許情報の活用に関する研修を、中小・ベンチャー企業が参加しやすい地方開催を含め、下記のとおり計4回実施した。

特に、知的財産の活用に関する研修では、前年度の受講生アンケート結果（「社内知財発掘のより具体的な方法」について扱って欲しいという要望）を受けて、社内の知財発掘に知見を有し、知財を経営資源として活用しビジネスとして成功している中小企業の社長を招いて講義を行った。

自身の会社の活きた知財戦略や成功事例を紹介して貰うことにより、中小・ベンチャー企業から参加している受講生が、より身近に知財の重要性を認識してもらうとともに、知財活用に関する知見を深めることに努めた。

○検索に関する研修では、講師として審査官経験者を招き、特許電子図書館（IPDL）を使った検索演習、検索結果を用いたグループ討論を実施することにより、検索経験の浅い受講生に対しても判りやすく、かつ実践的な検索スキルの習得を図った。

○知的財産活用研修[検索コース]

・第1回 [10/28-10/30 名古屋] 受講者：16名

・第2回 [2/26-2/28 東京] 受講者：24名

○知的財産活用研修[活用検討コース]

・[11/11 東京] 受講者：27名

○知的財産権研修[産学官連携]

・[1/29-1/31 東京] 受講者：49名

年度累計 受講者：116名（平成24年度累計 5回開催 受講者：109名）行政機関等の知的財産関連業務担当者に対して知的財産権制度の概要等に関する研修を4回実施した。

○知的財産権研修[初級]

・第1回[6/3-6/6] 受講者：23名 ・第2回[6/24-6/27] 受講者：80名 ・第3回[9/25-9/27] 受講者：11名 ・第4回[11/25-11/28]

受講者：48名 年度累計 受講者：162名（平成24年度累計 5回開催 受講者：156名）

- ・新たに派遣を開始した知的財産プロデューサーに事業主旨を的確に把握してもらうための新任研修（3回）、知的財産プロデューサーの更なるスキルアップのための研修（4回）を実施した。
- ・新たに派遣を開始した広域大学知的財産アドバイザーに事業主旨を的確に把握してもらうための新任研修（1回）、広域大学知的財産アドバイザーの更なるスキルアップのための研修（4回）を実施した。（平成24年度：計5回実施）・閣議決定（平成22年12月）を踏まえて策定された中期計画の一環として、審査基準等に関する研修（「特許審査基準討論研修」、「意匠審査 基準討論研修」、「意匠拒絶理由通知応答研修」）を将来的に移管することを視野に入れつつ、民間団体の意向も確認しながら民間団体との共催開催について検討し、次年度からこれらの研修を民間団体と共催する方向が定まった。

また、情報・研修館で実施する研修については、研修科目の見直しを含め、質の向上に努めた。

a. 民間との連携による研修実施体制の構築

- ・特許調査実践研修（大工大連携）については、情報・研修館と大工大の共催で実施しており、民間教育機関のノウハウを活かした効率的な研修実施体制を構築している。
- ・本年度から、審査基準討論研修が弁理士継続研修として認定された。継続研修を受講する弁理士が参加することにより、受講者の増加、進歩性グループ討論の充実に伴う研修効果の向上、弁理士の実務能力の維持・向上という継続研修趣旨への貢献など、様々な副次的効果があった。

b. 業務の一部外注化による効率的な運営

- ・各研修で用いるテキストの印刷業務はH24年度に引き続き外注化しており、コピー・仕分け等の事務作業を大きく軽減している。

c. 研修施設の稼働率

研修施設（教室）の稼働率（情報・研修館が保有する全ての教室に対して、人材育成部・研修部を含め情報・研修館の研修で使用している率）は、年間平均63%である。また、一時的に教室が不足するケースが発生しており、その場合には当該科目について外部教室を利用している。

d. 各研修受講料の妥当性（平成25年度実績）

各研修の受講料は、情報・研修館実施細則に基づき、研修の日数・科目、受講対象者（民間 or 行政機関）等を勘案して実費相当額が定められている。ただし、中小・ベンチャー企業に所属する受講者は政策的に無料としている等の要因から、各研修の年間受講料収入額は研修実施コストを下回っている。

e. 研修による人材育成効果

各研修の受講者は、募集の段階で民間・行政機関において工業所有権業務に従事している者に限られており、各研修で習得した知識や実務能力は、受講生の所属機関における知財関連業務で活かされており、研修効果として出願の厳選等の行動につながり、結果として特許審査の迅速化に貢献している。

また、本年度から、審査基準討論研修が弁理士の継続研修に認定され、本研修受講による弁理士の実務能力の向上に貢献した。

- ・各研修について、より実践的な能力の習得を図るための科目の見直し、アンケート結果に基づく講師の選定等の質的向上を図り、受

講生の満足度の向上に努めた。

・特に、知的財産推進計画 2013 を始め政府施策において、知財マネジメントを担う人材の育成が求められているところ、「知的財産権研修（産学官連携）」のカリキュラムに、新たに「知的財産国際権利化戦略推進事業」の科目を追加し、グローバル競争の中で勝ち抜くための権利化戦略に関する講義を行い、産学官連携に携わる方を中心とする受講者における、グローバル競争の中での権利化戦略の重要性に対する理解を深めた。

f. 民間機関等から構成される「知的財産人材育成推進協議会」の事務局として、民間機関等の有識者をゲストとして招いて「オープンセミナー」を3回開催した。参加者：403名（前年度比：38名増＜平成24年度：365名＞）

特に、平成25年6月に策定された「知的財産政策に関する基本方針」（閣議決定）及び「知的財産政策ビジョン」において、我が国の企業によるグローバルな事業戦略展開を支える知財マネジメント人材の育成が重要施策として提言されていることを踏まえ、今年度のセミナーの共通テーマを「グローバル事業戦略に貢献する知財マネジメント人材」とし、政府の施策と社会ニーズに応えた各セミナーを開催したところ、昨年度を上回る参加者を得るとともに、参加者の満足度は極めて高いものとなった（アンケート結果では88～100%の参加者が「非常に参考になった」又は「参考になった」と回答）。

g. 協議会を2回開催し、民間の主要な知的財産人材育成機関及び関係省庁との情報交換及び相互協力を推進した。

h. 「知的財産推進計画2014」の策定に向けた政策提言を行うため、内閣知的財産戦略本部による「知的財産政策ビジョン」に基づいた提言案について各参画機関から意見募集を行った上で、事務局として政策提言をとりまとめた。研修後の研修生に対するアンケート調査において、以下のとおり研修ごとに、94～100%の者から、「有意義であった」との回答があった。

(4) 情報通信技術を活用した学習機会の提供

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

○eラーニングによる学習教材を引き続き開発し提供する。

- ・開発済みの学習教材を特許庁及び情報・研修館職員に引き続き提供する。
- ・学習教材のうち、特許庁及び情報・研修館以外の外部に提供が可能な教材は、民間等の知的財産関連人材に対して利用に供する。
- ・社会ニーズに応じて学習教材の利用性向上を図るとともに、改訂分を含め3コンテンツ以上の学習教材を開発する。

○開発したeラーニングコンテンツを三極特許庁に引き続き提供する。

- ・これまでに開発済みの三極協力用の学習教材（11コンテンツ）を、欧州特許庁（EPO）職員、米国特許商標庁（USPTO）職員に引き続き提供する。

○研修で使用したテキスト等の外部への提供を進める。

- ・公開可能な研修教材をホームページで公開し、外部の利用者の利便性向上を図る。
- ・定期刊行物である「特許研究」を編集・発行し、ホームページで公開するとともに、関係機関等に配布する。

(第3期中期目標P6)(4) 情報通信技術を活用した学習機会の提供

(第3期中期計画P5)(4) 情報通信技術を活用した学習機会の提供

【平成25年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

○特になし

【実績】

○eラーニングによる学習教材を引き続き開発し提供している。

また、特許庁職員が講義する音声聞きづらい等の指摘があったことから、プロのナレーターを採用したコンテンツ作成を開始した。リリース済みの学習教材（55コンテンツ）を特許庁及び情報・研修館職員に引き続き提供している。

また、特許庁の審査官（補）研修においては、eラーニングコンテンツの視聴が推奨されており、研修効果の向上に活用されている。学習教材のうち、外部への提供が可能な教材（43コンテンツ）について、外部の知的財産関連人材へ提供している。

a. 新たに4コンテンツを開発したことにより、平成23年度以降の開発累計は12コンテンツとなり、中期計画を達成するために当初予定していた累計9コンテンツを上回った。

特に、新たなコンテンツとして、特許庁と情報・研修館の強みを活かし、制度や基準の運用に関するコンテンツであって、出願・権利化業務を担当する民間の知財担当者にとって極めて関心度の高い「特許・実用新案審査基準の概要3」を、昨年度作成した「特許・実

用新案審査基準の概要 1、2」に引き続き開発し、質の高い出願や有効な権利化に繋がる自己研鑽の機会を提供した。

また、全国の主要都市で開催し好評を得た特許庁主催の「平成 25 年度知的財産制度説明会（実務者向け）」の資料をコンテンツとした「産業財産権の現状と課題（平成 25 年度版）」を作成した。

（参考）新規ユーザー登録者（一般）による視聴回数：6,057 回（全コンテンツ合計）（H24 年度 7,298 回、H23 年度 6,835 回）

- b. e ラーニングシステムの開発及び運営に民間事業者を活用しており、業務の効率化を行っている。開発した e ラーニングコンテンツを三極特許庁に引き続き提供している。これまでに開発済みの三極協力用の学習教材（11 コンテンツ）を、特許庁及び情報・研修館職員、欧州特許庁（EPO）職員並びに米国特許商標庁（USPTO）職員に引き続き提供している。研修で使用したテキスト等の外部への提供を進めている。調査業務実施者育成研修、検索エキスパート研修[上級]、知的財産活用研修[検索コース]で使用している研修教材のうち、公開可能な研修教材（7 教材）を改訂するとともにホームページで公開している。「特許研究 56 号」発行（9 月 30 日）、「特許研究 57 号」発行（3 月 31 日）

○国内外の関係機関へ 600 部配布

○英語による抄録版についてバックナンバーを含め全て情報・研修館ホームページに公開した。

（5）人材育成に資する情報の提供及び実践的な能力構築の支援

【個々の評価事項について当該年度の評価がBとなる基準】

○人材育成に資する資料等の整備・提供を引き続き行う。

・人材育成に資する資料を、必要に応じて改訂するとともに、公開可能なものはホームページ等を通じて提供する。

○情報・研修館が収集・整備する各種情報や資料を利活用して、明日の産業人材を主対象として知的財産権に関する実践的な能力構築を支援する事業を実施する。

・明日の産業人材に対し、知的財産に関する創造力・実践力・活用力の開発を推進する事業を実施し、将来の制度ユーザーの拡大を図る。

・知的財産に関する創造力・実践力・活用力の開発を推進する事業の今後の在り方を検討するため、調査・研究を実施する。

・明日の産業人材の一角を占める学生及び生徒を対象に、特許コンテスト及びデザイン特許コンテストを文部科学省、特許庁、日本弁理士会と共催で実施する。

（第 3 期中期目標 P 6）（5）人材育成に資する情報の提供及び実践的な能力構築の支援

（第 3 期中期計画 P 5）（5）人材育成に資する情報の提供及び実践的な能力構築の支援

【平成 25 年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

○専門高校・高専の知財教育について、「導入・定着型」と「展開型」に分けるなど、教育機関における知財啓発や実践力底上げにつながる活動の効果向上が図られている点は、高く評価できる。更に、パテントコンテスト/デザインパテントコンテストなども充実が期待される。

○パテントコンテストの応募数が年度を追って着実に増大しており、そのアンケートの回答からも、若い世代を含めた知財への関心を高めてもらう取り組みとして成果を上げている点を評価したい。なお、パテコンにおけるデザインパテント（意匠）の応募件数・割合が著増していることは、近年のデザイン尊重の傾向を表すものであり、今後の取り組みに当たって考慮すべき要素になりうる。

【実績】

○人材育成に資する資料等の整備・提供を引き続き行った。・技術や社会変化に対応して、情報・研修館発行の「産業財産権標準テキスト」の見直し、改訂を行った。

・前年度に作成したブックレット「知的創造活動と知的財産」を引き続きホームページで公開し、ユーザーがダウンロードを行えるように整備した。情報・研修館が収集、整備する各種情報や資料を利活用して、明日の産業人材を主対象として知的財産権に関する実践的な能力構築を支援する事業を実施した。「明日の産業人材を育成する」という目的に沿って、「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」を実施した。事業参加校は前年度から13校増加し113校（工業・商業・農業・水産高校、高専）。それぞれの学校における、知的財産権制度の理解促進、権利の取得と活用の実践体験などの取組を支援した。一部の学校では、地域経済界と連携した活動等の先進的な取組が行われ、明日の産業人材の育成が促進された。なお、各学校における知財学習には、情報・研修館発行の「産業財産権標準テキスト」等が利用されている。

参加校の実践的な取組の成果をPRするとともに、参加校のモチベーションの向上と人材育成効果を期して、先進的な取組を実施している一部の学校は「さんフェア愛知」に出展し発表を行った。

各学校の取組事例については、年度毎に報告書としてまとめ、ホームページ上で公開し、知財意識の啓発や知財学習の資料として活用されている。

なお、事業の実施に際しては、下記の各会議等の開催に要する業務の効率化を図るため、民間事業者を活用した。

・年次報告会（4回）工業高校[1/20]、農林・水産高校[1/24]、商業高校[1/28]、高専[2/3] 外部の有識者から構成される調査委員会を4回開催し、今後の在り方について報告書を取りまとめた。

報告書では、今後の事業の在り方として、以下の3つの枠組みで事業を実施することが示された。

- ・「学校組織として知的財産学習の定着を目指す事業」
- ・「知的財産学習の成果を普及させ、地域連携等の活用を促進する事業」
- ・「未参加校の知財学習継続に向けた支援」

上記報告書に基づいて、平成26年度より、現行相当の学校として組織的に知的財産学習の導入・定着を目指す取組「導入・定着型（単年度採択：最大50万円を補助）」に加え、これまでの実績等を踏まえて新たに特色ある取組を展開し、その成果が知的財産学習の普及・

発展に資することが期待される取組「展開型（最大3年間採択：年最大100万円を補助）」を実施することとした。

- a. 文部科学省、特許庁、弁理士会との共催で、「パテントコンテスト／デザインパテントコンテスト」を実施した。情報・研修館は事務局機能を担い、過去最高の777件の応募を受け付け（昨年度比97件増）、優れた創作物として60件を表彰し、出願支援対象作品とした。
（平成24年度：応募件数 680件 出願支援対象件数：51件）
- ・出願支援対象者は、毎年、特許権・意匠権を取得している。（参考：平成24年度の出願支援対象者の特許査定率：93% / 意匠登録率：100%）（継続中案件を除く）（参考：平成24年度の全体の特許査定率 約69% / 意匠登録率88%）
 - ・コンテストの実施に際しては、業務の効率化を図るため、民間事業者を活用した。
 - ・参加登録をウェブ上で行えるようにしたことにより、要望が多かった応募〆切りの延長を実現した。
- b. 出願支援対象受賞者を表彰する表彰式は、情報・研修館で実施した「国際知的財産活用フォーラム」と同時開催とし、過去の表彰者を招いてプレゼンを行うなど、当コンテストの応募者やその関係者だけではなく、フォーラムの参加者等、企業や大学等の知財関係者に学生の優れた発明・創作物をPRした。
- c. 新たに「文部科学省 科学技術・学術政策局長賞」（本コンテストに際し積極的な活動を行った学校が対象。）を設けて学校関係者の栄誉を褒め称え、知財学習に取り組む学校の更なる拡大を期すとともに、コンテストに関する 社会的注目度を高めた。

（6）海外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

- 中国知識産権トレーニングセンター（C I P T C）や韓国国際知識財産研修院（I I P T I）等のアジアの人材育成機関との人材育成機関間会合を開催するなど、知的財産人材育成に関する情報交換及び相互協力を推進する。
 - 中国知識産権トレーニングセンター（C I P T C）、韓国国際知識財産研修院（I I P T I）と協力し、民間等の知的財産関連人材も対象に含めた研修会を開催する。
 - O W I P O ・ G N I P Aの会合を日本で開催し、情報・研修館の取組を発信するなど、グローバルな観点から国際知財人材育成機関との情報交換を深める。
- （第3期中期目標P6）（6）海外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進
（第3期中期計画P5）（6）海外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進

【平成25年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

O W I P O, S I P Oとの連携でシンポジウム、セミナーを開催できた。

グローバル化において日本と海外の機関との交流は非常に重要であり、質的に評価できる。

【実績】

- 以下の人材育成機関間の会合を開催し、日中韓人材育成機関のそれぞれが有するノウハウや強みなどについて情報交換を行うとともに、協力を進めた。
 - a. 第7回日中人材育成機関間連携会合（平成25年10月29日：日本）を開催し、今後の協力事項についての討議を行った。今後の協力事項として、日中連携セミナーの講演資料を各機関がeラーニングコンテンツとして利用できるよう両機関が協力することに合意した。
 - b. 第4回日中韓人材育成機関長会合（平成25年9月3日：韓国）に参加し、各機関の取組状況についての情報交換及び今後の三機関の協力事項についての討議を行い、日中韓連携セミナーの講演資料をホスト機関がeラーニングコンテンツとして提供することに合意した。また、3機関の公式ウェブサイトの立ち上げに向けて各機関が協力することに合意した。
 - c. 第10回上海国際知財フォーラムに参加し、上海の企業・大学・行政機関等に対し、情報・研修館における研修活動、eラーニングコンテンツの紹介等の日本における知財人材の育成について講演を行った。[12/4] 中国、韓国の人材育成機関との具体的な協力事項として、下記のセミナーを実施した。
- 韓国にて、特許権侵害訴訟の現状や動向、具体的な裁判例などをテーマに、第2回日中韓連携セミナーを開催した。我が方からは日本における特許権侵害訴訟について裁判例を交え紹介した。[9/4]
- 日本にて、「専利審査指南に基づいた実体審査実務について」をテーマに、中国特許庁の指南処処長（日本国特許庁の審査基準室長に相当する重要ポストに就く者）を招いて第3回日中連携セミナーを開催し、中国における実体審査実務について我が国の実務者の理解を促進した。[10/30]（参加者：約330名）日本にて、WIPO・GNIPA会合を開催し（7か国及び2機関が参加）、各国・各機関の代表者に対して情報・研修館の取組を発信した。また、会合においては、開発途上国に対して知財教育援助を積極的に行うことが重要である点や、eラーニングが知財情報発信のための有効なツールである点について各国・各機関と認識を共有した。[5/21-5/23]

3. 業務運営の効率化

評価結果	B（質・量の両面において中期計画を着実に達成） 20年度：B、21年度：A、22年度：A、23年度：A、24年度：B
評価のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○理事長のリーダーシップのもと、事業環境の変化に対応した業務がなされているとともに、効率的な業務運営が図られている。 ○業務運営の効率化は全体としてよく達成されており、前年度に引き続き充実した内部統制の成果としてとらえることができる。

<総論>

1. 業務の効果的な実施

【個々の評価事項について当該年度の評価がBとなる基準】

- 業務を効果的に実施するため、利用者ニーズ、新たな政策課題、重点項目及び業務量等の変動に応じて、人員配置及び組織体制の見直しを的確かつ機動的に行う。
 - 民間事業者等との協力・連携を効果的に図るとともに、業務内容に応じて外部人材の活用を積極的に進める。
- (第3期中期目標P6) 1. 業務の効果的な実施
(第3期中期計画P6) 1. 業務の効果的な実施

【平成25年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

- CIOの配置により、産業財産権情報提供サービスのシステム開発を円滑に遂行できた。
- 特許庁業務・システム最適化計画の迷走により、非常に難しいコントロールが必要であると予想される。
- 改訂された特許庁業務・システム最適化計画への対応および情報システム関連業務の的確な遂行を目的として外部人材を採用した点は、現時点では積極的な評価はしにくいですが、開発遅延等の弊害回避への対応としては有効であろうと推測できる。
- 情報システム関連を担当する理事（CIO）の下で、外部から専門人材を採用・配置することで、業務の確実な実施、リスクへの適切な対応が可能となる体制を整備したことは評価できる。また、研修や相談業務において、民間事業者や関連機関との連携を図ることで、当該業務の効率化を図るとともに、他機関等との情報提供を進めて潜在的な課題を発掘し、利用者の増加に繋げていることも評価した。

【実績】

- 新たな政策課題等に迅速に対応するため各部の業務内容及び業務量を常に把握・精査し、人員配置及び体制の見直し（研修部）ならびに非常勤職員の採用を行い、適切な配置をし、業務の均等化と効率的な業務の遂行を的確に実施した。
- 特に高度化する情報システム関連業務に的確に対応するため情報システム専門人材を外部から2名を採用し、1名は情報管理部においてEPO提供のビューアソフトである「MIMOZA」を利用し公報等の閲覧可能とする仕様書の作成及び海外庁との電子的公報の交換の機器設計並びに納品物検収のためのツールの作成など業務の効果的な実施及び作業の効率化が図られた。
さらに当館として、複数のシステム開発等を同時に行っており、他システムの開発との関係もあることもあり、システム開発全体の進捗よく及びリスク等を管理する外部の専門人材を1名総務部に配置し、民間でのプロジェクトマネジメントの経験を十分に活用し、円滑な開発管理等が実現した。
特に理事（CIO）の管理下に進められている、新たな「産業財産権報提供サービス」（仮称）のシステム開発を円滑に遂行するため、プロジェクト発足後からの課題やリスク等が早期に発掘し、迅速な対応等が行えたことで、開発スケジュールどおり順調に遂行し、効果的であった。
また、今年度情報提供部において開発が本格化する「産業財産権報提供サービス」（仮称）については更に外部専門人材を2名登用することを決定し、的確な開発管理が行える体制の強化を行うことにした。
- 海外PDが行っている中小・ベンチャー企業等に対して海外進出等における知的財産戦略策定、知的財産マネジメント等を通じた知的財産の活用等の企業支援やセミナー等の業務が増加していることを踏まえ、外部機関を活用して業務の効率化を図る体制について制度設計を行った。
- 知財PD事業において、事業全体の進捗管理や、各プロジェクトに派遣された知財PDに対する指導・助言、事業企画へのサポートを目的として総括機能を強化するため民間の知財専門家（統括知的財産プロデューサー）を1名登用することを決定した。
- 「民間で実施可能な研修は民間で行う」という閣議決定の方針に基づき、審査基準等に関する研修（「特許審査基準討論研修」、「意匠審査基準討論」、「意匠拒絶理由通知応答研修」）を将来的に移管することを視野に民間団体との共催開催の可能性を追求し、次年度から民間団体との共催とする方向が定まった。（再掲）
- 海外PD事業において知財総合支援窓口や中小企業等の海外展開支援機関等との連携を拡大・強化（ネットワーク化等）したことにより、中小企業に内在していた潜在的に課題を抱えている企業を掘り起こす機会が増え、セミナーの開催や中小企業への支援（関係機関との連携支援を含む）等が大幅に増加した。（再掲）
- 特許情報検索に携わる者の能力評価とインセンティブの向上を目的とした「特許検索競技大会」において、民間団体等が主催する運営方式に移管し、当館としては後援や委員の派遣等の協力を行い蓄積されたノウハウ等を効果的に伝え、さらに民間団体においては自らの営業ノウハウ等も加えることにより、特許検索の知識・技能の修得を目指す者を新たな対象とした他、認定書の交付を行うなど、特許検索競技大会の拡大と拡充が図られ、特許調査に関する技術の普及啓発がさらに深化した。

2. 業務・システムの最適化

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

- 「特許庁業務・システム最適化計画(平成25年3月15日改訂)」を踏まえ、当該計画改定が情報・研修館の業務・システムに与える影響を検証し、その進捗状況を踏まえつつ、中期目標期間中の組織・体制の合理化に努める。極的に進める。
(第3期中期目標P6～P7) 2. 業務運営の合理化
(第3期中期計画P6) 2. 業務運営の合理化

【平成25年度の実績及び評価(評定がBとなる基準と異なる理由)】

【評価】

- 「システム最適化計画」に対応する外部専門人材(システム系)の採用・配置など、外部人材や民間事業者の活用を通じて、事業環境の変化に適切に対応されている。

【実績】

- 「特許庁業務・システム最適化計画(平成25年3月15日改訂)」の改定を踏まえ、情報・研修館で実施しているシステム開発及びその運用に如何に影響を及ぼすか検証した。その結果、同計画の第I期に実施する項目として掲げられている「受付システムの二重化」、「ホストコンピュータの廃止」、「データ交換のメディアレス化の推進」、「提供対象データの一元管理と充実化」等は、情報・研修館の既存事業である「電子出願ソフトウェア事業」、「整理標準化データ事業」等に影響を及ぼすことから、第I期の実施スケジュール等に併せて対応するため、特許庁と連携を強めて変更契約(改造)や新規調達仕様書等の作成を行い、業務の合理化を図った。
また、今年度新たに事業として開発することとなった「産業財産権情報提供サービス事業(仮称)」では、調達仕様書に本計画に記載されたシステム、機能等の対応を反映させるだけでなく、特許庁との連携を密にし、目標や基本的考え方等を盛り込んだ仕様書を作成した。さらにはデータ交換のメディアレス化に対応するため機器類の整備を行うとともに情報・研修館として特許庁と緊密な調整を図り、実際に外国庁とのデータ交換も実施した。

3. 業務の適正化

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

- 予算、設備等の資源配分の見直しを適宜行い、業務改善、調達コストの削減の取組等を通じて業務の効率化を進めることにより、新規追加・拡充部分を除き、一般管理費（人件費を除く）については前年度予算比1%程度の削減、業務経費について前年度予算比1%程度（特許庁新システムの稼働に伴い廃止となる事業は2%程度）の削減を行う。
- 委託等業務については、「独立行政法人の契約の状況の点検・見直しについて」に基づき、物品調達情報のホームページへの掲載等により、業者の入札参加機会の拡大を図る等、可能な限り競争的手法による契約を行う。
- 契約の締結状況をホームページで公表し透明性を確保する。
- 保管外国公報等の必要性を精査し、不要公報については、受け入れ可能な機関等への移管又は廃棄を計画的に進め、外部保管スペースの見直し及び公報閲覧業務の効率化を推進する。
（第3期中期目標P7）3. 業務の適正化
（第3期中期計画P6）3. 業務の適正化

【平成25年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

- 業務の適正化に関し、業務運営が効率的に行われていることが一般管理費の削減目標水準を上回る低減によく現れておりこの点を評価した。

【実績】

- 第3期中期目標の3年目に当たる平成25年度において一般管理費についてこれまでの進捗状況を踏まえ、一般管理費削減目標（目標期間終了までに初年度比15%程度の効率化）を前倒し、予算ベースで対平成23年度比▲17.5%（人件費分を除くと▲28.2%）と大幅な効率化を図ることが出来た。また業務経費については前年度比▲1.6%（特許庁の最適化計画での新システムの稼働に伴い廃止等が予定されている事業については法改正や必要最低限の事項等に精査し、経費の増大を招かぬよう事業を実施した結果▲2.0%）の効率化を図った。
- 委託等業務の調達に当たっては、調達情報を情報・研修館のHPに掲載することで、事業者に対する入札参加機会の拡大を図った。
- 調達に当たっては、入札説明会等に参加した事業者からヒアリングを実施し、仕様書の内容の平易化を図り、閲覧資料等の拡大、必要に応じた要件の緩和、十分な公告期間の確保等を実施し、競争性等の適正化を図った。
- 「競争性のない随意契約」は計4件となり、前年度実績より7件減少した。随意契約の理由として、4件すべての契約が特許庁のシステムやネットワーク環境に関わるもの（特実公報、意商審公報、パソコン電子出願ソフトウェア、IP電話機）であり、特許庁のシステムへ

の障害等を回避するため既存システムを構築した事業者との随意契約に拠らざるを得なかったものである。

- 随意契約（少額随意案件を除く）及び競争入札により契約を締結した案件に関する情報について全て情報・研修館ホームページにおいて公表し、引き続き契約の透明性の向上を図った。
- 保管規程に基づき、外部保管・管理している外国紙公報のうち、代替閲覧がインターネット等で可能なものの廃棄を開始した。平成25年度は全体の9.8%にあたる3,727箱を廃棄することで、保管に係る費用の軽減を図った。

4. 内部統制

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

- 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から通知される事項等も活用しつつ、内部統制の充実・強化を図る。
- 政府の情報セキュリティ対策を踏まえた「特許庁情報セキュリティポリシー」の改訂（平成24年12月3日）と整合するように、「情報・研修館情報セキュリティポリシー」を改訂する。
（第3期中期目標P7）5. 内部統制の充実・強化
（第3期中期計画P6）5. 内部統制の充実・強化

【平成25年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

- 内部統制において、「情報・課題共有連絡会」が新規に設置された点は、従来から存在した運営会議・定例会議では取り上げきれない重要案件や新規案件に対処する幹部会議として役割が大きい。
- 情報・課題共有連絡会の新設が円滑な業務遂行を実現する上での有効策となるかは今後の検証が必要であるが、近年不可欠な情報セキュリティ対策の強化策と併せて、必要と思われる取り組みを積極的に採用している点を、理事長・理事を中心とした内部統制の充実強化を体現する要素として評価する。
- 政府の情報セキュリティ対策を踏まえた法人のセキュリティポリシーを策定するとともに職員に対し、周知・運用を徹底することでセキュリティのリスクに対する対策の強化を行った。特に、米中に関してはサイバー戦争ともいえる状態にあり、今後日本の特許関連システムに関しても実際にサイバー攻撃にさらされる危険性は極めて高いと思われる。
具体的にサイバー攻撃に関して注目し注意喚起した点は、質的に高く評価できる。

【実績】

- 業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全及び財務の報告（月・年度）の信頼性の確保を目的とし、かつ内部統制強化の観点から理事長以下、役員（監事含む）及び各部長が出席する運営会議（原則毎月開催：今年度は10回）を開催し業務の有効性等や財務の信頼性を確保した。

- また運営会議においては各事業部の業務の進捗状況や年度計画の達成状況と事業の遂行上の問題や課題等の報告を議論するとともに今年度は13種類の規程の改正について審議を行い、承認を得て改正した。
- 理事長、理事及び各部長等で構成される定例会議を（原則毎週開催：（今年度は32回）開催した。会議の冒頭等において理事長からミッションの徹底・確認及び事業における方向性やリスク・課題の対処等の指示等や特許庁の庁議、施策・法改正等の情報共有及び各事業部の事業の進捗よくや近々のスケジュール等を共有することで、組織としての強化を図った。
- 理事長のリーダーシップのもと各事業部の業務の目的や課題、リスク等を「見える化」し、計画の遂行状況のチェック、事業遂行上の課題の対抗策の検討、柔軟な計画変更等を含むPDCAマネジメントを実施できる「情報・課題共有連絡会」を新たに設置し、事業の中から「重要・新規案件」を定め定期的（1回／月）に実施した。
- 契約に関しては契約審査委員会（理事長：委員長、理事、各部長で構成）契約に関する重要事項（予定価格又は支出予定額が1,000万以上の案件）を審査するため、事業の目的や契約の方法及び委託先の選考方法等を審査し、承認を得ることで契約の適正化を図った（今年度の開催は11回）。
- 契約に関する競争性・透明性の確保等を目的として物品調達委員会（総務部長：委員長、総括・調整担当の部長代理で構成）において物品等の調達契約等に関する部内審査を行うため契約方式や政府調達案件の総合評価落札方式等の調達仕様書及び技術審査等を審査し承認を得ることで契約の適正化を図った（今年度の開催は13回）。
- 理事長から法人のミッションや組織運営の方針等について、年頭の挨拶や新たに採用された職員への業務説明会における講話や各事業部との業務改善ヒアリング等を通じて、適宜、職員全員に周知を図った。
- 監事は当館の業務及び会計の適正かつ効果的な運営の確保等を目的に「監事監査要領」に則って監査方針及び監査計画書を作成し、監事による監査を実施し、その監査結果については監査報告書として取りまとめ、理事長に通知し、必要な措置を理事長からの指示に基づいて検討した。なお、監査報告書について全職員に供覧し周知した。
- 政府の情報セキュリティ対策を踏まえた「特許庁情報セキュリティポリシー」の改訂（平成24年12月3日）と整合を図るため、情報セキュリティに高い知見を有する支援業者を活用し「情報・研修館情報セキュリティポリシー」の改訂案を作成し、12月11日に情報セキュリティポリシー委員会において承認され改訂した。改訂された「情報・研修館情報セキュリティポリシー」については1月に役員・全職員に周知するとともに運用を徹底した。
- また、2月から3月にかけて役員を含め全職員に対して「情報セキュリティポリシー自己点検」を実施した。実施内容については「自己点検に基づく適正性の確認」、「関係規程との整合性（ポリシーの準拠性）の確認」及び自己点検を行うことで、情報セキュリティへの理解を更に深めた。その点検結果を監査し、3月に監査報告書にして最高情報セキュリティ責任者である理事、さらには理事長に報告した。
- 加えて「情報・研修館情報セキュリティポリシー」の研修（1回）及び更に最新のセキュリティ情報に関するサイバー攻撃の注意喚起（5回）・不審メールによるウィルス侵入リスクに関する注意喚起（8回）を行い、さらに実際に起こりえる状況を想定して標的型メール配信の訓練（2回）を行い、セキュリティ意識の強化を図った。

< 契約・役職員の給与等に関する事項 >

1. 入札・契約の適正化

【平成25年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）】

【評価】

○競争性のない随意契約につき、全体の契約件数が減少しているなか、不可避的なものを除き、7件の減少をえた点を評価する。

【実績】

○契約関係規程類の整備・公表

国と同様の「会計規程」や「契約事務取扱要領」を整備しており、ホームページに常に公表している。

○契約情報の公表基準の整備及び公表

契約事務取扱要領に公表基準（第30条の2）を定めており、当該規定に基づき契約情報を期限内にホームページで公表し、また、「経済産業省行政見直し計画（平成21年3月）」を踏まえた公益法人等への契約による支出状況、「随意契約見直し計画（平成22年4月）」に基づく当該計画のフォローアップ状況についても毎年度ホームページに公表した。

○関係法人等との契約情報の提供に係る政府要請への対応

独立行政法人会計基準に基づき、関係法人（関連公益法人等）に該当する一般財団法人日本特許情報機構との取引・再就職情報を財務諸表の附属明細書で開示するとともに、当該情報をホームページで提供した。

○契約適正化に向けた審査体制整備と競争性・透明性確保に向けた取組み

- ・契約審査委員会開催（予定価格又は支出予定額が1,000万円以上の案件等を審査 委員長：理事長）11回（案件27件）：（再掲）
 - ・物品等調達審査委員会開催（政府調達案件及び総合評価落札方式等の仕様等を審査 委員長：総務部長）13回（案件16件）：（再掲）
- 物品調達情報についてはホームページ等への掲載及び調達に当たっては競争性等の確保による入札効果を実現するため、入札説明会等に参加した事業者からヒアリングを実施し、仕様書の内容の平易化を図り、閲覧資料等の拡大、必要に応じた要件の緩和、十分な公告期間の確保等を行い、真にやむを得ないものを除き、全ての案件について競争的な環境が担保されるようにして契約を締結した。
- また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき設置された「契約監視委員会」を平成26年2月に開催し、随意契約案件の妥当性、一者応札、応募案件等について審議を行い、特段の問題が無いことが確認され、その審議結果はホームページに公表して契約の透明性を図った。

○競争性のない随意契約実績と随意契約理由の妥当性

「競争性のない随意契約」は計4件となり、前年度実績より7件減少した。随意契約の理由として、4件すべての契約が特許庁のシステムやネットワーク環境に関わるもの（特実公報、意商審公報、パソコン電子出願ソフトウェア、IP電話機）であり、特許庁のシステムへの障害等を回避するため既存システムを構築した事業者との随意契約に拠らざるを得なかったものである。（再掲）

○「公開特許英文抄録作成事業」の調達では、かつて一旦細分化した発注形態を大括り化することによって情報・研修館の担当部署の業務量を大幅に減少できると同時に、競争性も十分担保されることを確認して調達を行った。
その結果、データ作成作業が2者、翻訳作業が6者の応札となり競争性も十分に確保されて契約に至ったことが、外部有識者から構成される「契約監視委員会」でも評価された。

2. 官民競争入札等の活用

○該当なし

3. 公益法人等に対する支出の適正化

○平成 25 年度は、一般財団法人日本ビジネスコミュニケーション協会が行っている「TOEIC」の受験を行う事とし、会費を払う事により受験料の割引による便益を受けることができ、トータルコストが安くなる事から会費支出を行っている。

【参考】平成 25 年度実績 受講者 283 名

会員価格 受験料 846,170 円+会費 100,000 円=946,170 円

非会員価格 受験料 1,143,320 円

平成 25 年度においては、197,150 円の便益があった。

【参考】契約監視委員会の開催状況 <委員> (平成 26 年 3 月 31 日時点)

小林 幸男	弁護士・弁理士
田中 昌利	独立行政法人工業所有権情報・研修館監事
西澤 昭夫	東洋大学経営学部経営学科教授
萩原 恒昭	日本知的財産協会参与
原田 忠昭	独立行政法人工業所有権情報・研修館監事

<平成 25 年度開催状況>

平成 26 年 2 月 13 日 概要：平成 25 年度契約状況の点検について、平成 25 年度支出にかかる公益法人に対する支出の点検・見直しについて説明及び審議を行った。

4. 役職員の給与等の水準の適正化

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

○給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果、取組状況を公表する。

(第3期中期目標P7) 4. 給与水準の適正化

(第3期中期計画P6) 4. 給与水準の適正化

【平成25年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）】

○特になし

【実績】

○国家公務員との給与水準（年額）の比較指標が112.4となっているが、これは、国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当法人の給与水準比較対象職員全員が東京都特別区（1級地）で勤務しているため、対国家公務員指数を引き上げる要因となっているものである。なお、東京都特別区（1級地）に在勤する国家公務員との比較では99.0となっており、当法人の職員の給与水準は同条件の国家公務員指数を下回っている。

○また、累積欠損金があるが、経済産業省別館庁舎からの退去に伴い、固定資産を除却したことにより臨時損失を計上したため及び取得済みの固定資産に係る減価償却費の計上により、費用が収益を上回ったために生じたものであり、給与水準と直接結びつくものではない。

○国家公務員と同程度の給与水準の維持に向け、平成25年度も「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じて給与の減額措置を実施。

○さらに、「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、平成25年3月から国家公務員と同様の退職手当支給比率の引き下げ措置を実施。

○平成19年度に職員親睦会への補助に係る規程を廃止しており、平成25年度においてもレクリエーション経費の支出はない。

○福利厚生費については、情報・研修館職員は「国家公務員共済組合法」第124条の3の規定により同法の適用を受けるため、情報・研修館の共済事業に関する法人負担・本人負担は国家公務員と同様。国共済以外の法定外福利費は、労働安全衛生法に基づく健康診断・医師、防災・医薬用品、弔事の供花であり、その他の支出はない。

○情報・研修館における通勤手当、住居手当等諸手当に係る規程は、「一般職の職員の給与に関する法律」「人事院規則」等に準拠しており、支給要件、上限額に国家公務員との差異はない。

○（参考）ラスパイレス指数の状況

<事務・技術職員>

対国家公務員(行政職(一))	112.4
地域勘案	99.0
学歴勘案	114.7
地域・学歴勘案	103.6

(※)国の給与水準を100としたときの指数

(参考1) 役員の報酬等の支給状況

<http://www.inpit.go.jp/about/sosiki/officer/index.html>

(参考2) 役員報酬・人事への業績反映の仕方

【独立行政法人工業所有権情報研修館役員報酬規程】

(業績給)

第8条 業績給は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号第32条第3項）に基づき、経済産業省独立行政法人評価委員会から当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果（以下「評価結果」という。）の通知を受けた日（以下「評価結果通知日」という。）から起算して一月を超えない範囲に前年度において在職した常勤役員に対して支給する。

2 (略)

3 (略)

4 理事長の業績給の額は、第3条第1項に規定する基本俸給の額に、次の表に定める評価結果に即した割合を乗じて得た額とする。

評価結果	評価結果に即した割合
A A評価	100分の10
A評価	100分の7.5
B評価	100分の5
C評価	100分の2.5
D評価	100分の零

5 常勤役員（理事長を除く。以下この項において同じ。）の業績給の額は、評価委員会の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前項を準用して理事長が決定するものとする。

(参考3) 役職員の給与決定に関し特筆すべき事項

○業績評価・能力評価の評価結果を参考にし、勤勉手当及び俸給月額に反映。

4. 財務内容

<p>評価結果</p>	<p>B（質・量の両面において中期計画を着実に達成） 20年度：B、21年度：B、22年度：B、23年度：B、24年度：B</p>
<p>評価のポイント</p>	<p>○当期純損失として3百万円を計上している、取得済みの固定資産にかかる減価償却の影響（2百万）及び特許庁のIP電話機の更新に伴い、器具・備品を廃棄したために生じた固定資産除却損（1百万）によるものであり、業務運営に問題が生じているわけではない。</p> <p>○平成25年度における運営費交付金債務は9.8億円発生しているが、主な発生要因としては、①競争的調達及び出願件数の減少等の外的要因に伴う節減の実施（約2.6億円）、②事業実施内容の見直し等による節減（約4.1億円）、③その他の要因に伴う節減（約2.8億円）等により発生したものであり、事業の未実施や遅れが生じているものではない。</p>
<p>1. 財務内容の透明性の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【個々の評価事項について当該年度の評価がBとなる基準】</p> <p>○経理業務全般（経理処理、決算処理及び財務諸表の作成等）を適正に処理するため、外部コンサルタントを必要に応じて活用する。 （第3期中期目標P7） 1. 財務内容の透明性の確保 （第3期中期計画P6） 1. 財務内容の透明性の確保</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【平成25年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）】</p> <p>○決算額と予算額の差異の発生要因は適切に把握されており、その要因から特に大きな問題はみられない。 ○一定の自己収入も確保する手段が講じられ、全体として適正な財務状況にある。</p> </div> <p>【実績】</p> <p>○専門的な経理事務を遂行するために適正かつ正確に処理をすること等を念頭において業務を行っているが、第三者の専門的知見の支援が必要不可欠であることから「有限責任あずさ監査法人」と顧問契約を締結し、指導や助言を得ることで経理処理の透明性を確保した。なお、顧問による具体的な指導の一例として「ソフトウェアの一部完成に伴う勘定科目の追加の是非」を相談したところ「仮勘定で処理することが的確である」との指導を受け、的確な財務諸表の作成を行った。</p> <p>また、より財務内容の透明性を図るために監事（公認会計士・弁護士）を加えた理事長、理事と各部長と構成する運営会議（原則1回/月）において、経理の報告を行い、経理内容について精査し審議して頂き、透明性を確保した。</p>	

2. 効率化予算による運営

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

○「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を踏まえて作成した平成25年度予算に基づき、効率的な運営を行う。

(第3期中期目標P7) 2. 効率化予算による運営

(第3期中期計画P6) 2. 効率化予算による運営

【平成25年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）】

○各種業務経費および一般管理費等の削減努力の継続、各種研修による研修料収入の確保などが奏功して従前通り概ね健全な財務内容が維持されていると認められる。

【実績】

○予算については総務部と各事業部と年度計画を踏まえて詳細な内容（業務内容・規模・経費の見積もり等）を検討し、詳細な予算計画を作成した。その予算計画及び年度計画に基づいて各事業部において事業を遂行し、予算の執行状況等を共有した。監事（公認会計士・弁護士）を加えた理事長・理事と各部長で構成する運営会議で業務状況と予算の執行状況等について報告し、情報の共有に図り、予算計画に即した適正な予算の執行となった。

なお平成25年度の予算額と決算額の差額は9億8千万となった。

3. 自己収入の確保

【個々の評価事項について当該年度の評定がBとなる基準】

○人材育成業務においては研修内容に応じた実費徴収を行うなど、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。

(第3期中期目標P7) 3. 自己収入の確保

(第3期中期計画P6) 3. 自己収入の確保

【平成25年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）】

○各種業務経費および一般管理費等の削減努力の継続、各種研修による研修料収入の確保などが奏功して従前通り概ね健全な財務内容が維

持されていると認められる。(再掲)

【実績】

- 公衆閲覧室における複写手数料及び人材育成事業の民間向け研修における研修受講料については事業の目的を踏まえつつ実費勘案相当の料金を徴収し自己収入の確保をした。今年度の自己収入は「複写手数料」1,101,000円、「研修受講料」94,754,000円、その他の収入として情報公開手数料等95,000円の自己収入があり、総合計96,950,000円の自己収入を確保した。また、消費税の引き上げに伴い民間向け研修の受講料見直しを行い、実費勘案を前提にしつつも、受講者や情報・研修館の事務手続の誤処理等を防ぐため百円単位での端数切り捨て処理をし、受講料の改定を行った。

4. 欠損金、剰余金の適正化

【実績】

- 当期純損失として3百万円を計上。
- 取得済みの固定資産にかかる減価償却の影響(2百万)及び特許庁のIP電話機の更新に伴い、器具・備品を廃棄したために生じた固定資産除却損(1百万)によるものであり、業務運営に問題が生じているわけではない。

5. 運営費交付金債務残高の適正化

【実績】

- 平成25年度における運営費交付金債務は、単年度で、980,074千円発生しており、債務残高として3,162,831千円を計上。平成25年度運営費交付金に対する割合はそれぞれ、10.5%、34.0%となっている。
- 平成25年度における運営費交付金債務の主な発生要因としては、①競争的調達及び出願件数の減少等の外的要因に伴う節減の実施(約2.6億円)、②事業実施内容の見直し等による節減(約4.1億円)、③その他の要因に伴う節減(約2.8億円)等により発生したものであり、事業の未実施や遅れが生じているものではない。
- 運営費交付金債務については、平成27年3月に新たに開始する次期産業財産権情報提供サービス事業の開発費に充てるとともに翌事業年度以降において収益化する予定。

6. 保有資産の有効活用

(単位: 千円)

用途	種類	場所	帳簿金額	利用状況等
	建物附属設備	情報・研修館内	96,673	公報閲覧室、研修教室の間仕切り等で恒常的に使用
	ソフトウェア	情報・研修館内	2,110,814	電子出願ソフトウェア、公報システム等の改造に係る経費を資産計上。ソフトウェアは恒常的に使用。

- 「独立行政法人整理合理化計画」で処分するとされた資産は該当なく、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議）の「不要資産の抜本的直し」に言及ある福利厚生施設等の資産は保有していない。
- 資金運用は短期的な金融機関への預金のみ。

7. リスク管理債権の適正化【必須】

- リスク管理債権はない。

8. 年金、基金、共済等の事業運営のための資金運用の適正化

- 年金、基金、共済等の事業運営のための資金運用はない。

9. その他

- 他法人に対する出資、貸付け等はない。

<貸借対照表（B／S）>

【貸借対象表を挿入】

（単位：百万円）

貸借対照表（B／S）	H26. 3. 31現在	H25. 3. 31現在
流動資産	5,117	4,283
現金及び預金	5,106	4,272
その他	11	10
固定資産	2,382	1,961
有形固定資産	98	106
無形固定資産	2,182	1,753
ソフトウェア	2,181	1,752
その他	1	1
投資その他の資産	102	102
資産合計	7,498	6,243
流動負債	5,147	4,314
運営費交付金債務	3,163	2,183
未払金等	1,984	2,131
固定負債		
資産見返負債	2,370	1,946
負債合計	7,517	6,259
資本剰余金	1	1
繰越欠損金	▲ 20	-17
純資産合計	▲ 19	-16
負債・純資産合計	7,498	6,243

特筆すべき事項

○平成 25 年度における運営費交付金債務の主な発生要因としては、①競争的調達及び出願件数の減少等の外的要因に伴う節減の実施（約 2.6 億円）、②事業実施内容の見直し等による節減（約 4.1 億円）、③その他の要因に伴う節減（約 2.8 億円）等により発生したものであり、事業の未実施や遅れが生じているものではない。（再掲）

< 損益計算書 (P/L) >

【損益計算書を挿入】

(単位：百万円)

損益計算書 (P/L)	H25. 4. 1~H26. 3. 31	H24. 4. 1~H25. 3. 31
業務費	8,006	8,111
工業所有権関係公報等閲覧業務費	156	212
審査審判関係図書等整備業務費	175	211
特許情報の高度利用権利化推進業務費	731	714
工業所有権情報普及業務費	4,846	4,878
工業所有権相談等業務費	118	134
情報システム関連業務費	905	879
人材育成業務費	835	842
一般管理費	240	239
経常費用	8,006	8,111
運営費交付金収益	7,336	7,460
複写手数料収入	1	1
研修受講料収入	95	111
資産見返運営費交付金戻入	571	535
雑収入	0	0
経常収益	8,004	8,107
経常利益	▲ 2	▲ 4
臨時損失	▲ 1	▲ 9
当期純利益	▲ 3	▲ 13
当期総利益	▲ 3	▲ 13

特筆すべき事項

- 当期純損失として3百万円を計上。
- 取得済みの固定資産にかかる減価償却の影響（2百万）及び特許庁のIP電話機の更新に伴い、器具・備品を廃棄したために生じた固定資産除却損（1百万）によるものであり、業務運営に問題が生じているわけではない。（再掲）